

今後の学生に対する経済的支援方策の 在り方に関する論点整理(参考資料集)

奨学金や授業料減免等の経済的支援策の政策的位置付けについて

学生等に対する奨学金や授業料減免等の経済的支援策は、

- 日本国憲法第26条において「すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」
- 教育基本法第4条第3項において「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」

とされており、政府が責任をもって積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育政策として位置付けられている。これらの理念を踏まえ、国において以下の経済的支援を実施。

○ 日本学生支援機構の奨学金事業

教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、日本学生支援機構において奨学金事業を実施。

○ 国立大学の授業料減免等に対する財政的支援

経済的理由などにより授業料等の納付が困難である者などを対象とした授業料免除を実施することにより、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保するため、授業料免除措置制度を設け、運営費交付金の算定において考慮。

○ 私立大学の授業料減免等に対する財政的支援

私立の大学、短期大学及び高等専門学校が、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等に対し国が支援。

○ 公立大学の授業料減免等に対する財政的支援

公立大学の授業料減免等は、設置者である地方公共団体や公立大学法人の判断で実施されるものであるが、修学機会の確保の観点から、授業料減免等の実施に伴う収入欠損について、一定分を地方財政措置により支援。

奨学金、授業料免除等の経済的支援策に関する法令

▶日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

▶教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

▶独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

▶国立大学等の授業料その他の費用に関する省令 第11条

国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学金又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

▶私立学校振興助成法 第1条

この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

日本学生支援機構が実施する奨学金事業の概要

(平成22年度予算額:貸与人員118万人、事業費1兆55億円)

教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、日本学生支援機構において奨学金事業を実施。

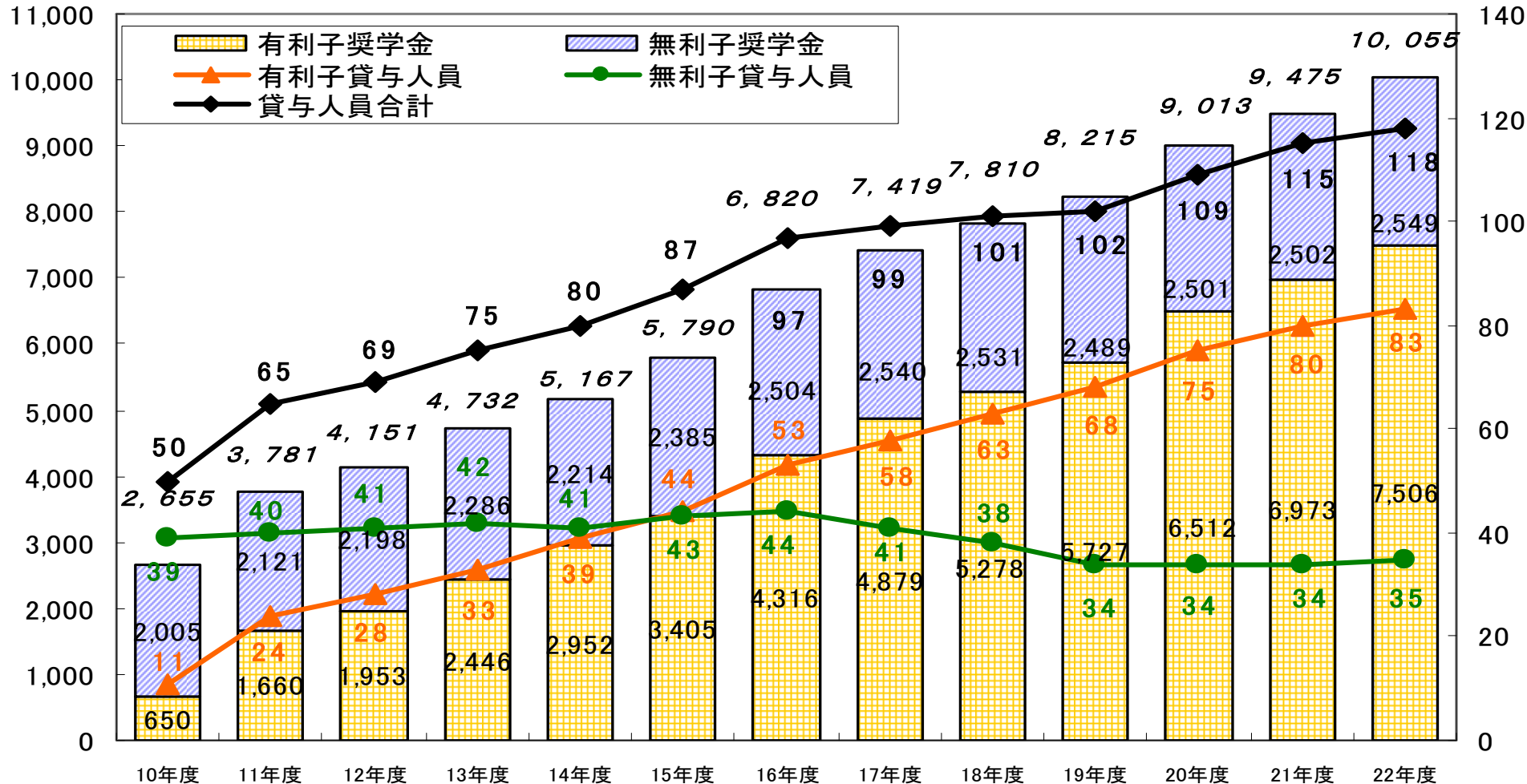
(平成22年度予算額)

区 分		無 利 子 奨 学 金 事 業	有 利 子 奨 学 金 事 業
貸 与 人 員		34.9万人(0.5万人増)	83.5万人(3.0万人増)
事 業 費		2,549億円(47億円増)	7,506億円(532億円増)
うち一般会計 財政融資資金		(政府貸付金) 703億円(4千万円減)	(財政融資資金) 7,240億円(2,298億円増)
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅外通学の場合) 3万円、6.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 上位1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	998万円以下 (966万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ※()は、平成23年度採用者から適用	1,344万円以下 (1,218万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ※()は、平成23年度採用者から適用
返 還 方 法		卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成22年7月現在) 利率見直し方式 (5年毎)0.4% 利率固定方式 1.27%

奨学金事業の推移

(単位：億円)

(単位：万人)



※文部科学省作成

- (注) 1. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
 2. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

大学における授業料減免等の概要

(1) 国立大学の授業料減免等について

経済的理由などにより授業料等の納付が困難である者などを対象とした授業料免除を実施することにより、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保するため、授業料免除措置制度を設け、運営費交付金の算定において考慮。

区 分		平成 2 2 年 度 予 算	平成 2 3 年 度 概 算 要 求
免 除 者 の 割 合	学 部 ・ 大 学 院 (博 士 課 程 以 外)	6 . 3 %	8 . 4 %
	大 学 院 (博 士 課 程)	6 . 3 %	1 2 . 5 %
予 算 上 免 除 者 人 数 (※)		約 3 6 , 7 0 0 人	約 4 7 , 5 0 0 人
予 算 上 免 除 枠		1 9 , 6 0 3 百 万 円	2 5 , 4 2 5 百 万 円

(※)平成21年度の学部・大学院における免除実績は、のべ145千人(実人数:87千人)の者に対し実施。

(2) 私立大学の授業料減免等について

私立の大学、短大及び高等専門学校が、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等に対し国が支援。

区 分	平成 2 2 年 度 予 算	平成 2 3 年 度 概 算 要 求
補 助 対 象 者 の 割 合	約 1 . 5 %	約 2 . 0 %
補 助 対 象 者 人 数	約 3 3 , 0 0 0 人	約 4 1 , 0 0 0 人
予 算 額	4 , 0 0 0 百 万 円	5 , 8 1 2 百 万 円

(注) 1. 私立大学の数値は国の補助による数値のみ計上しており、大学独自のものは除く。

2. 補助対象者の割合及び補助対象者人数は見込み。(平成21年度実績:約27,000人(約1.3%))

3. 国は事業費の1/2以内を補助。

4. 平成23年度要求額には、学生の経済的負担の軽減のための支援体制を学内に構築している大学等に対する支援(7億円(新規))を含む。

(3) 公立大学の授業料減免等について(地方財政措置)

地方交付税交付金の算定における学生一人当たりの単位費用(248,000円(前年比21,000円増))において、平成22年度要望内容(授業料減免等による授業料収入の欠損分を支援(収入額の▲9%→▲11%に拡充))が考慮されていると見料。

大学院生への給与型の経済的支援（TA・RA）について

TAの財源は大学の基盤的経費が9割以上、RAの財源は競争的資金が5割強、基盤的経費が4割弱。

ティーチング・アシスタント(TA)

1. 概要

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生

3. 支給額の目安

一人当たり月額0.9万円

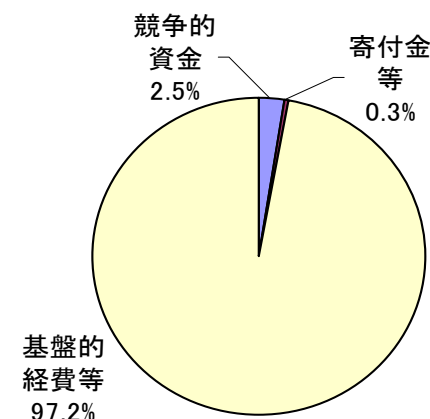
4. 受給者数

7.9万人(平成20年度実績)

※TA採用学生数の割合(平成20年度)

	TA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	63,116	165,422	38.2%
博士課程	15,660	74,231	21.1%
専門職学位課程	258	23,033	1.1%
合計	79,034	262,686	30.1%

※TA採用学生数の財源別割合(金額ベース)



リサーチ・アシスタント(RA)

1. 概要

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、優秀な大学院学生等を研究補助者として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生(主に博士課程)等

3. 支給額の目安

一人当たり月額4万円

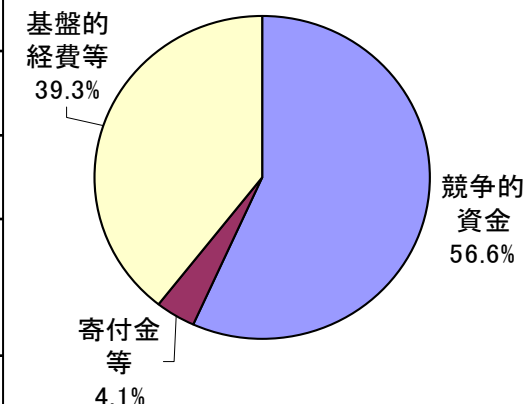
4. 受給者数

1.3万人(平成20年度実績)

※RA採用学生数の割合(平成20年度)

	RA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	1,381	165,422	0.8%
博士課程	12,025	74,231	16.2%
専門職学位課程	4	23,033	0.0%
合計	13,410	262,686	5.1%

※RA採用学生数の財源別割合(金額ベース)



民主党における学生への経済的支援に関する政策方針①

【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～】(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 成長を支えるプラットフォーム

(6)雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～

(質の高い教育による厚い人材層)

(略)

高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学の機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、外国人学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

民主党における学生への経済的支援に関する政策方針②

【第百七十四回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(平成二十二年一月二十九日)より抜粋】

(子どものいのちを守る)

所得制限を設けず、月額一万三千元の子ども手当を創設します。

子育てを社会全体で応援するための大きな第一歩です。また、すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始します。国際人権規約における高等教育の段階的な無償化条項についても、その留保撤回を具体的な目標とし、教育の格差をなくすための検討を進めます。さらに、「子ども・子育てビジョン」に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分かち合う環境づくりに取り組みます。

【第176回国会(臨時会)における文部科学大臣の挨拶(平成二十二年十月十九日)より抜粋】

(学びの機会の確保)

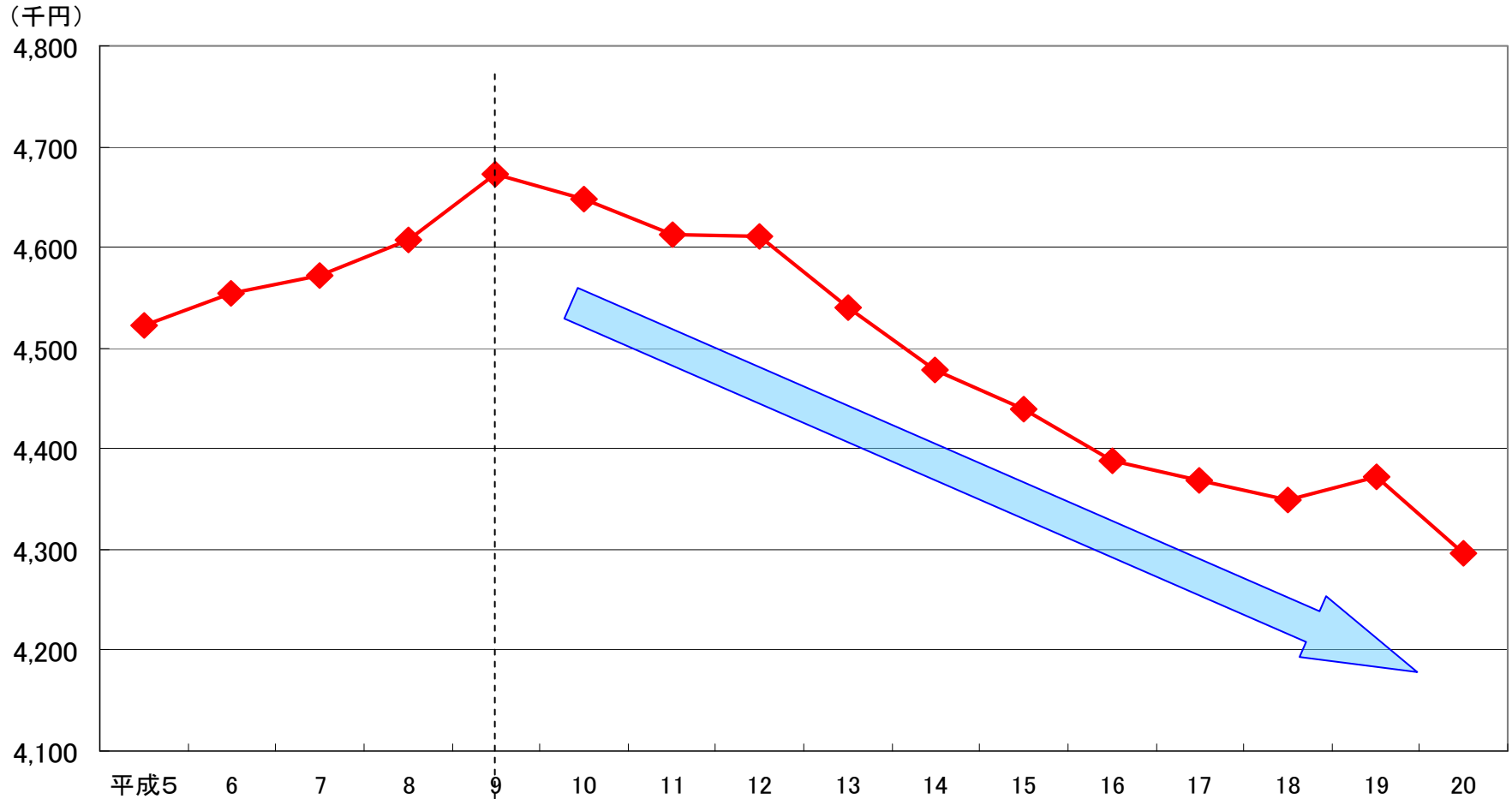
意欲ある子どもや若者が自らの能力を高め、また人間性を豊かにする環境を作ることは大人の責務です。親の経済力によって子どもの教育に支障が及ぶことがあってはならないと考えます。しかしながら、昨今の厳しい経済状況の下で、子どもが親の失業等により学業を断念するという憂慮すべき状況が生じています。教育は社会全体の発展と活性化を実現するものであり、その経済的負担は、家庭だけではなく社会全体として支えあうことが必要です。

このため、今年度実現した高等学校の授業料実質無償化を着実に進めるとともに、高校段階の授業料以外の教育費負担の軽減や、大学の授業料減免、無利子奨学金の拡充など、国際人権A規約における漸進的無償化条項の留保撤回も視野に、経済的支援の充実に努めてまいります。

給与と所得者の平均給与推移

平成9年以降、平均給与は年々減少傾向

平均給与推移



注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査

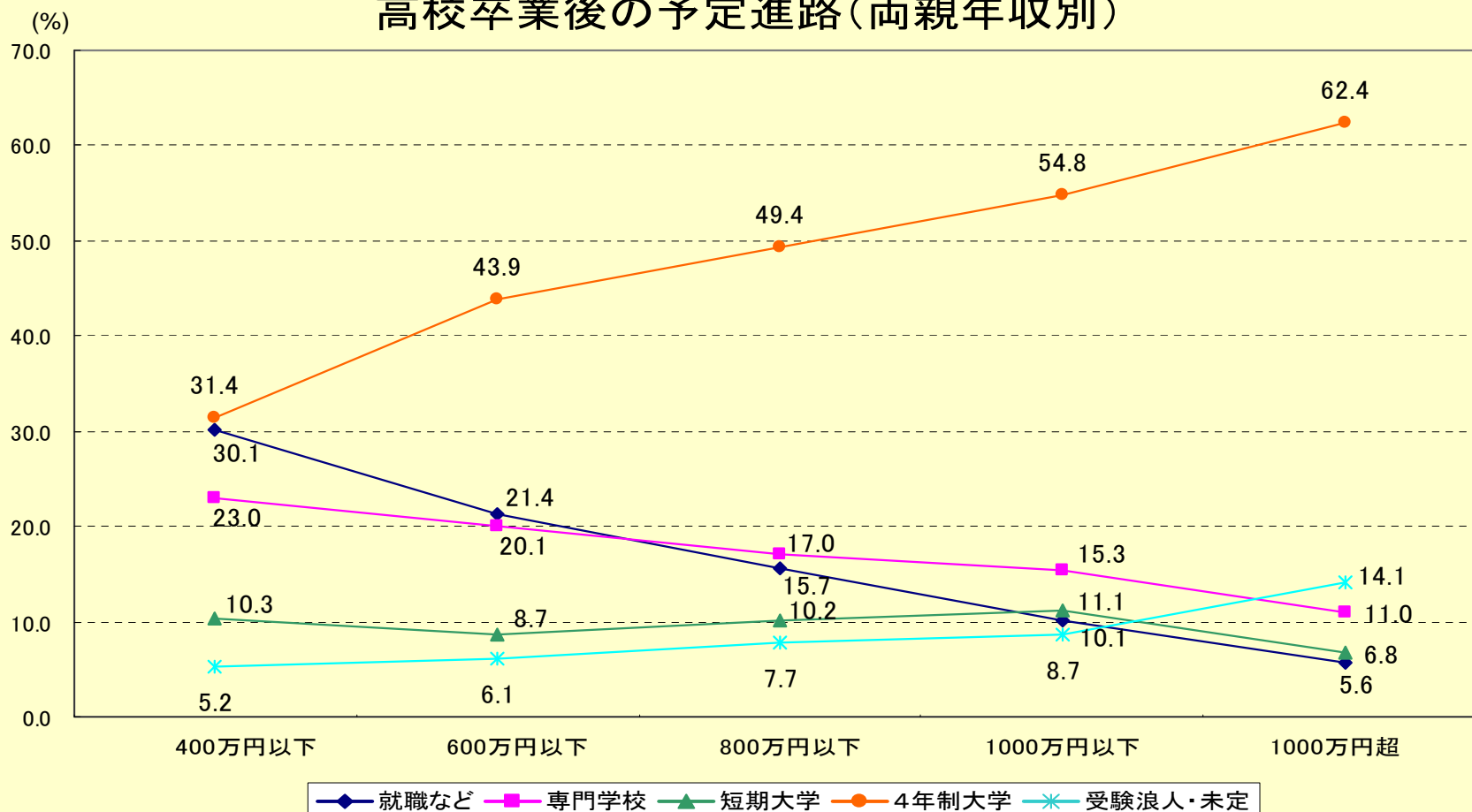
注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等

その個人の所得全体(※)を示したものではない。

親の収入等と高校卒業後の進路について

両親の年収が少ないほど、4年制大学進学率が低く、逆に就職する割合が高い。

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000が調査対象。

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家業手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

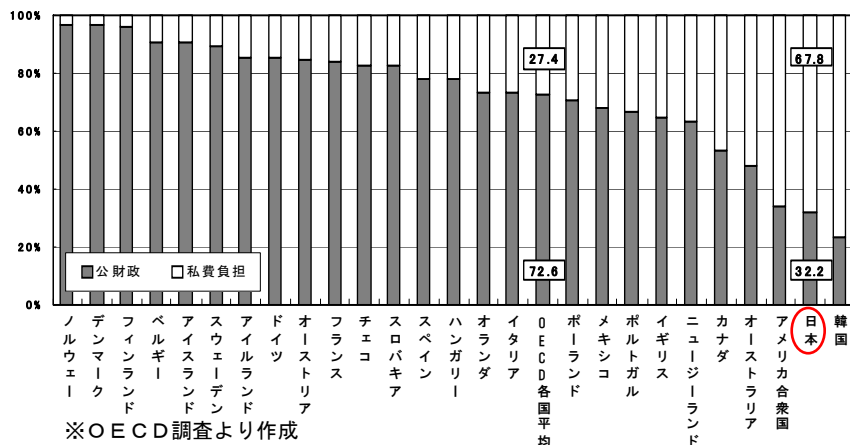
(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生への進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

高等教育段階の教育支出の公私負担割合の現状と 学生生活費における収入区分の推移

高等教育段階の教育支出の公私負担割合の現状

我が国の教育支出の公費負担割合は、諸外国に比べ低い。

教育機関への教育支出の公私負担割合(高等教育)(2006年)



教育に係る学生一人当たり公財政支出も、日本はOECD平均より低い。

教育に係る一人当たり公財政支出の国際比較 (米ドル)

	就学前教育	初等中等教育	高等教育
日本	2,218	7,305	5,218
アメリカ	—	10,327	10,002
イギリス	6,539	6,709	5,352
フランス	5,198	7,488	10,657
OECD平均	4,234	6,611	8,467

※OECD『図表でみる教育』(2010年)より作成

学生生活費における収入区分の推移

学生生活費における家庭からの給付は減少しており、アルバイトや奨学金の受給が増えている。

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度
家庭からの給付	1,556 (72.4%)	1,557 (69.6%)	1,449 (65.9%)	1,496 (68.3%)	1,449 (65.9%)
奨学金	184 (8.5%)	226 (10.1%)	309 (14.0%)	300 (13.7%)	337 (15.3%)
アルバイト	376 (17.5%)	359 (16.0%)	345 (15.7%)	336 (15.4%)	358 (16.3%)
その他	35 (1.6%)	97 (4.3%)	98 (4.4%)	58 (2.6%)	54 (2.5%)
合計	2,150	2,239	2,200	2,191	2,199

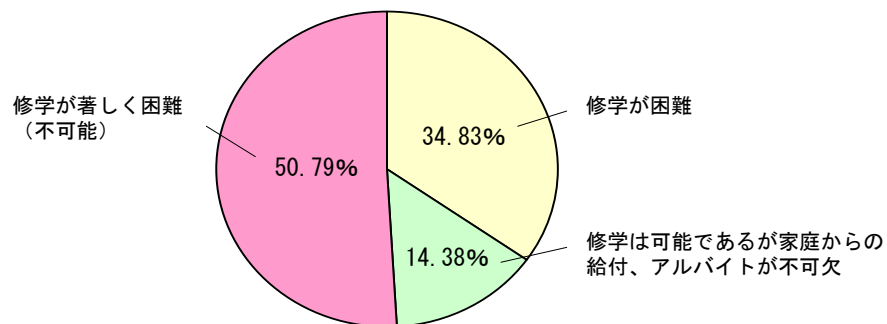
※1 下段()書きは合計に占める割合

※2 学生1人の生活費収入に着目しており、授業料減免等実質的経済支援等は含まれていない

※日本学生支援機構「学生生活調査」より作成

奨学金が受けられなかった場合、「修学が著しく困難(不可能)」、もしくは「修学が困難」とする学生の割合は85.62%にのぼっている。

奨学金が受けられなかった場合



※日本学生支援機構 平成21年度「適格認定」アンケートより作成 12

学生の授業料・奨学金に関する国際比較

○大学の設置形態は、それぞれの国の歴史的経緯により異なっており、各国の経済的支援の状況もそれに関連する。

- ・ヨーロッパは、伝統的に国立(州立)大学が中心で、授業料は比較的低廉(公費負担が高く、家計負担が低い)
(イギリスは、授業料を引き上げているが、在学中は政府が全額負担し、卒業後に所得水準に応じて返還。さらに奨学金が措置)
- ・アメリカは、大学数では私立が多いが、学生数では州立が多い。私立大学の授業料は高額だが、連邦政府による奨学金や、各大学の独自奨学金(寄付金による基金を運用)が充実しており、実質的な授業料負担は少ない。
- ・日本は、急速な経済成長に伴う大学の規模拡大に際し、私立に多く依存したため、私立の占める割合が高い。また、奨学金は貸与であり、受給率は、英米と比較して低い(韓国も同様の傾向)

【授業料と奨学金の状況(学部)】

	授業料等	奨学金	受給率
フランス	(国) 1.8万円	(給与)44万円(最大)	29%
ドイツ	(州) 11.2万円(ボン大学の例)	(半額給与・半額貸与) 62万円(最大)	25%
イギリス	(国) 43.5万円(在学中は政府が全学負担し、卒業後に所得水準に応じ返還)	(給与)39万円(最大) (貸与)47万円(自宅最大) 85万円(自宅外最大)	56% 80%(給与と重複)
アメリカ	(州) 58.3万円 (私) 243.7万円	(給与)21万円(平均) (貸与)27万円(平均) (ほかに大学独自の基金による奨学金も充実)	33% 62%(給与と重複)
日本	(国) 53.6万円(入学料28万) (公) 53.6万円(入学料 地域内23万、地域外40万) (私) 85.2万円(入学料27万、施設設備費19万)	(貸与)36~77万円(無利子) 36~144万円(有利子)	34%(無利子と有利子の計)
韓国	(国) 5~19万円(入学料1~3万) (ほかに期成会費16~53万) (私) 12~94万円(入学料1~9万)	(給与)24万円(平均) (貸与)左記の納付金の計 +14万円(最大)	15%(給与) 10%(貸与)

・(国)は国立大学、(州)は州立大学、(私)は私立大学

・為替レートは、2010年8月現在(1ユーロ=112.5円、1ポンド=135.4円、1ドル=85.4円、1ウォン=0.07円)

・授業料、奨学金の金額は、フランスは2007年、ドイツは2009年、イギリスは2008年、アメリカは2006年、日本は2009年、韓国は2007年

大学授業料と奨学金等の支援状況の国際比較

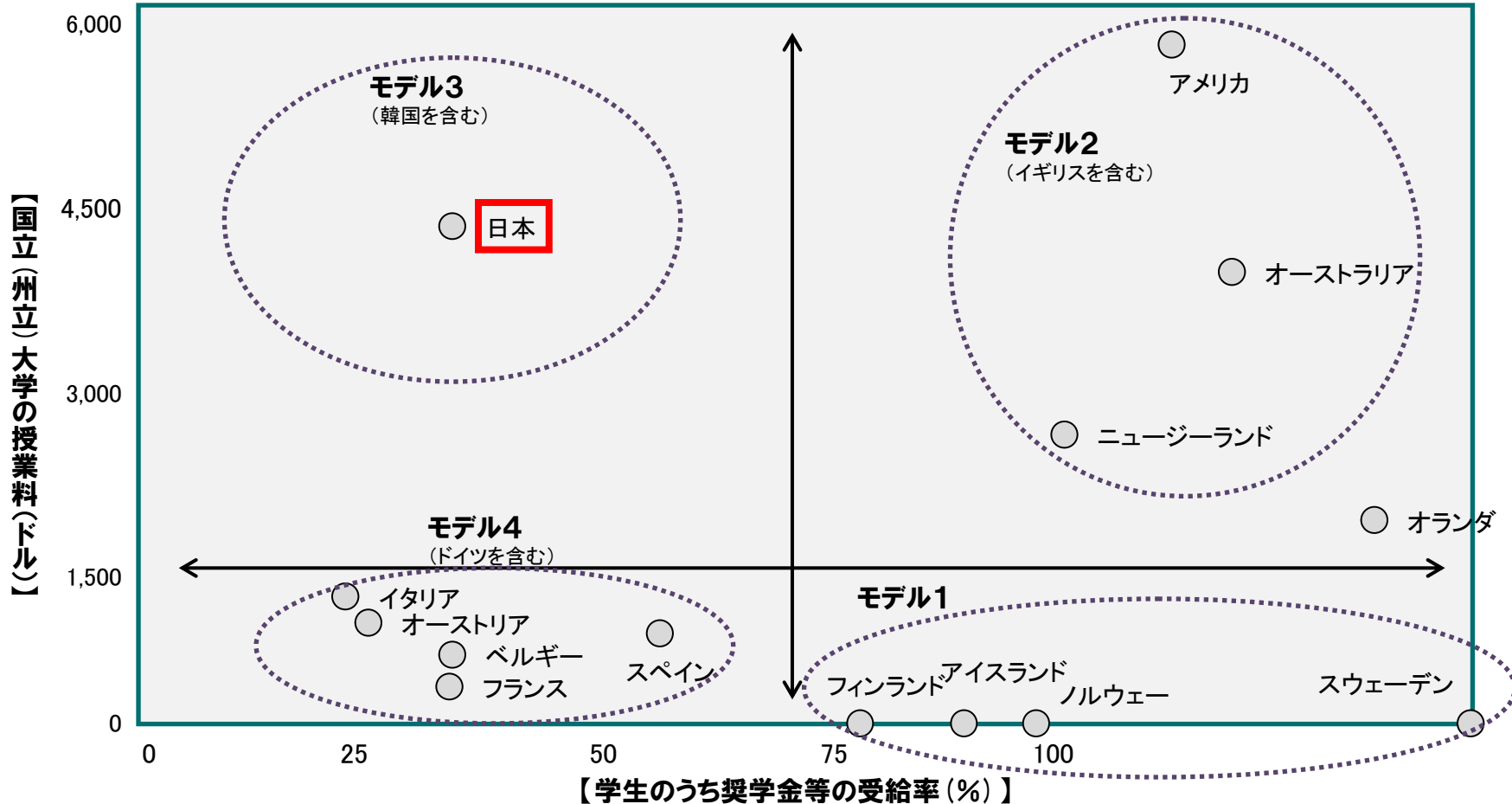
○各国の授業料と奨学金等の支援の関係について、4種類に分類することが可能。

モデル1：授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い国（例：北欧）

モデル2：授業料が高く、学生支援がよく整備されている国（例：アメリカ、イギリス、オーストラリア）

モデル3：授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない国（例：日本、韓国）

モデル4：授業料が低く、学生支援があまり整備されていない国（例：フランス、イタリア、オーストリア、スペイン）



・OECDインディケーター(2009)の図B5.3をもとに作成

・「～を含む」は、出典の図には明記されていないが、そのモデルに含まれると思われるもの

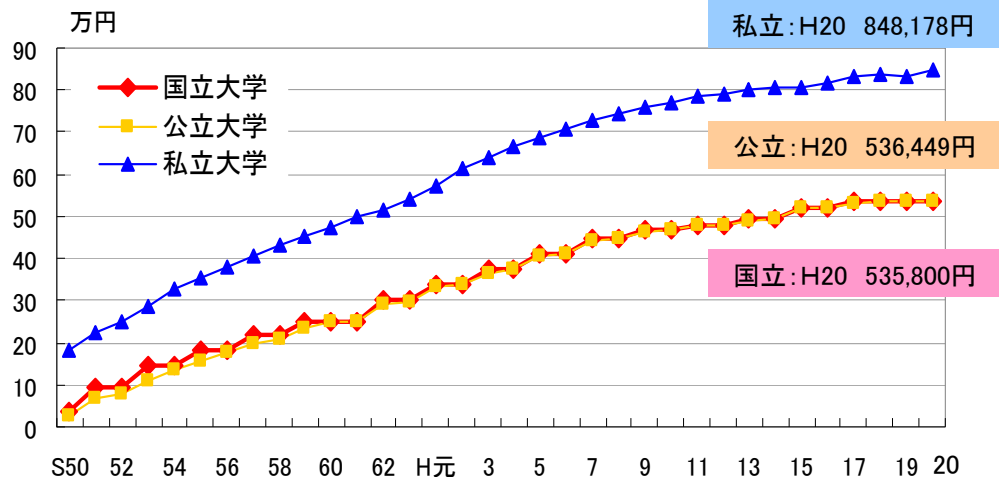
・韓国は、期成会費(授業料と別に大学が独自に設定)を含む

大学学部の授業料と入学料

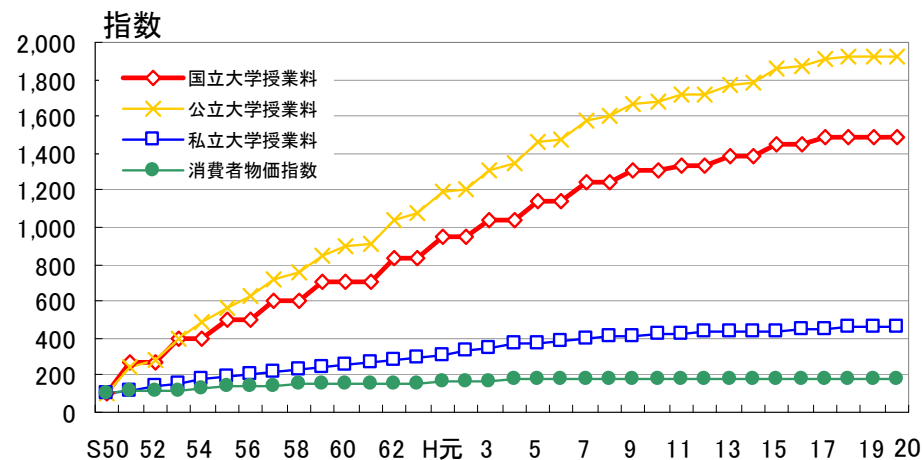
(1)大学の授業料は物価指数と比べて大きく上昇。特に国公立大学の伸びは著しく、過去30年間で消費者物価指数は約2倍だが、国立大学の授業料は14倍増、公立大学の授業料は19倍増。また、実額ベースでは、国公立大学と私立大学の授業料差は30年で5倍から1.6倍へ。

①授業料の推移

※公私立は平均値



②授業料と消費者物価指数の推移(S50を100として指数化)



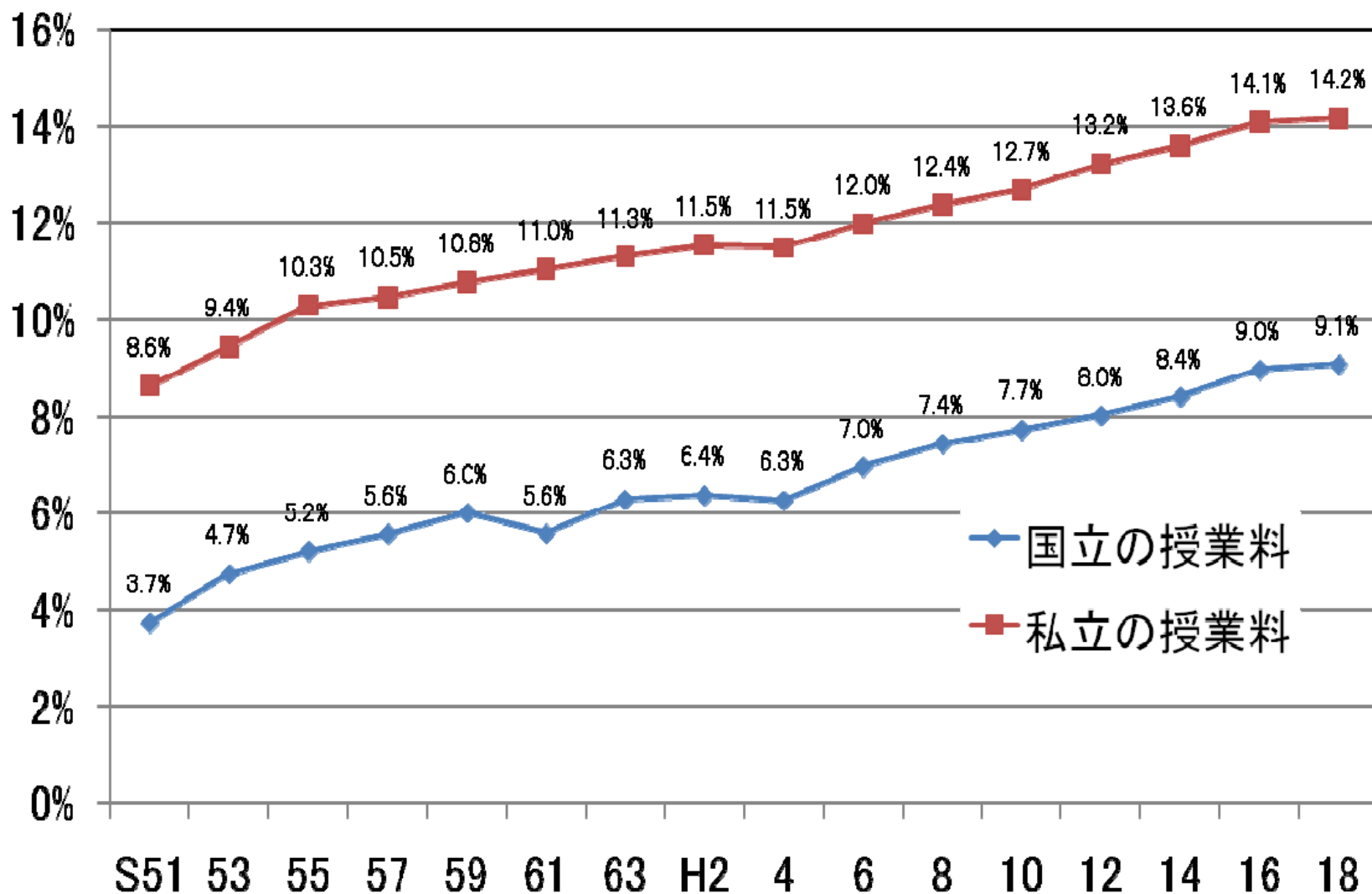
(2) 入学料も上昇。国立と私立の差はほぼ解消。公立大学の伸びが著しい。

入学料	(昭和50年)	→	(昭和61年)	→	(平成20年度)	※公私立は平均値
◆ 国立	50,000円	→	150,000円	→	282,000円	(5.6倍へ)
◆ 公立 地域内	12,068円	→	110,722円	→	235,841円	(19.5倍へ)
地域外	25,068円	→	219,667円	→	399,986円	(16.0倍へ)
◆ 私立	95,584円	→	241,275円	→	273,602円	(2.9倍へ)
私立/国立	1.9倍	→	1.6倍	→	0.97倍	

※なお、米・英・仏・独では、入学料は無。

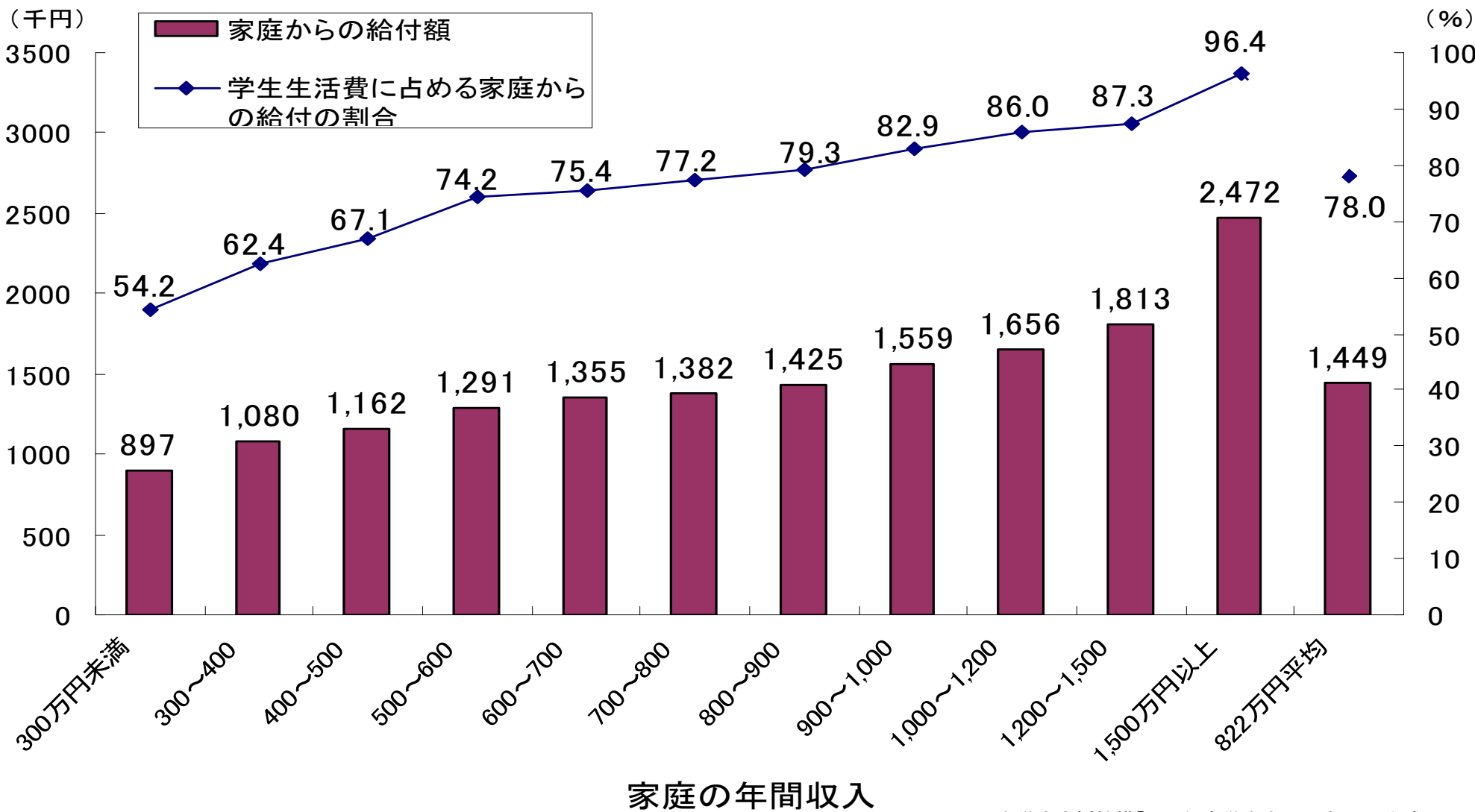
勤労者（40～49歳）の平均年間給与額に対する授業料の割合

勤労者（40～49歳）の平均年収に対する授業料の割合は国立大学で9.1%、私立大学で14.2%となっており、年々増加している。



家庭の年間収入別学生生活費に占める家庭からの給付割合（大学昼間部）

家庭の年間収入が低いほど、家庭からの給付割合は低下

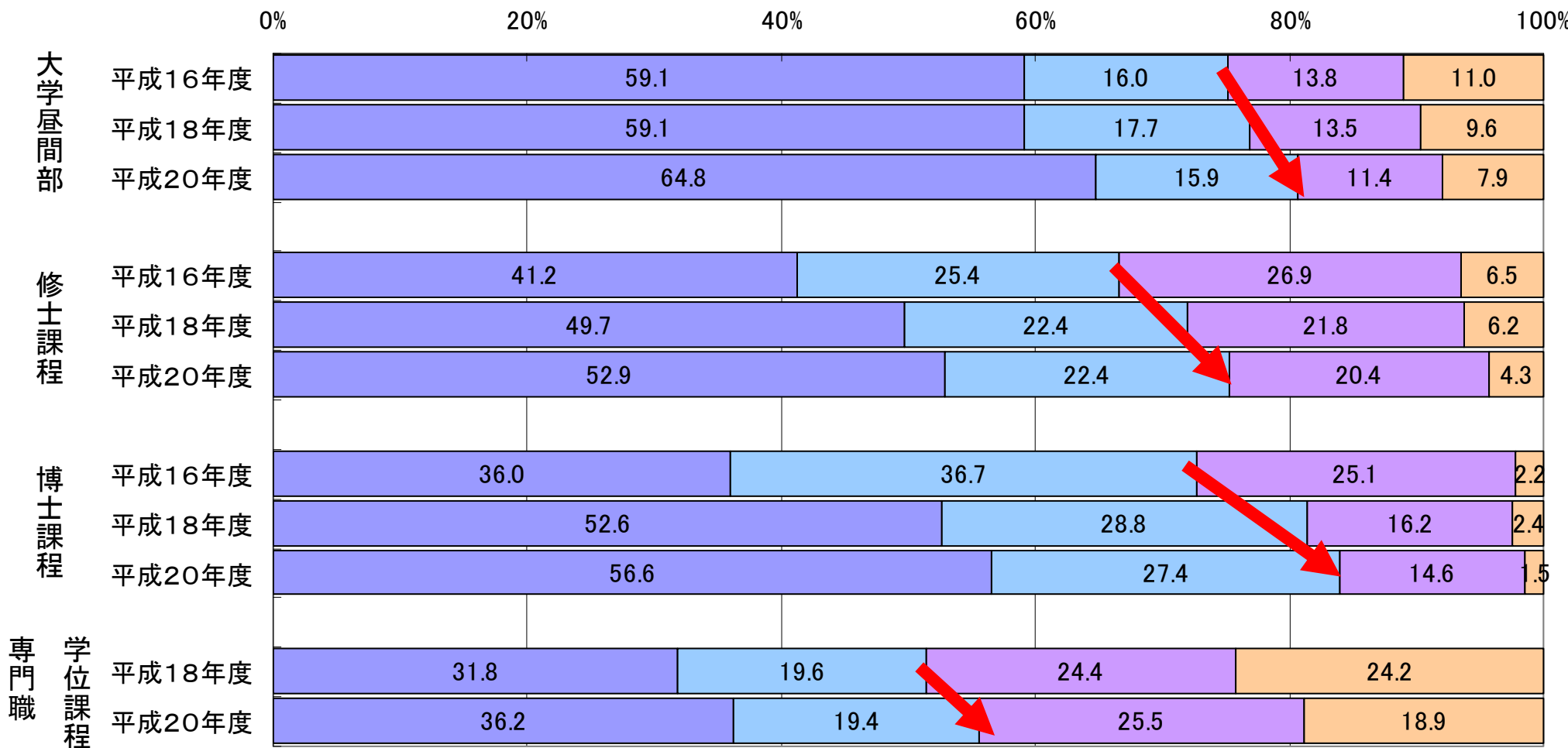


* 日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より作成

学生のアルバイト状況

経常的にアルバイトに従事する学生の割合は年々増加しており、博士課程では84%も占める。

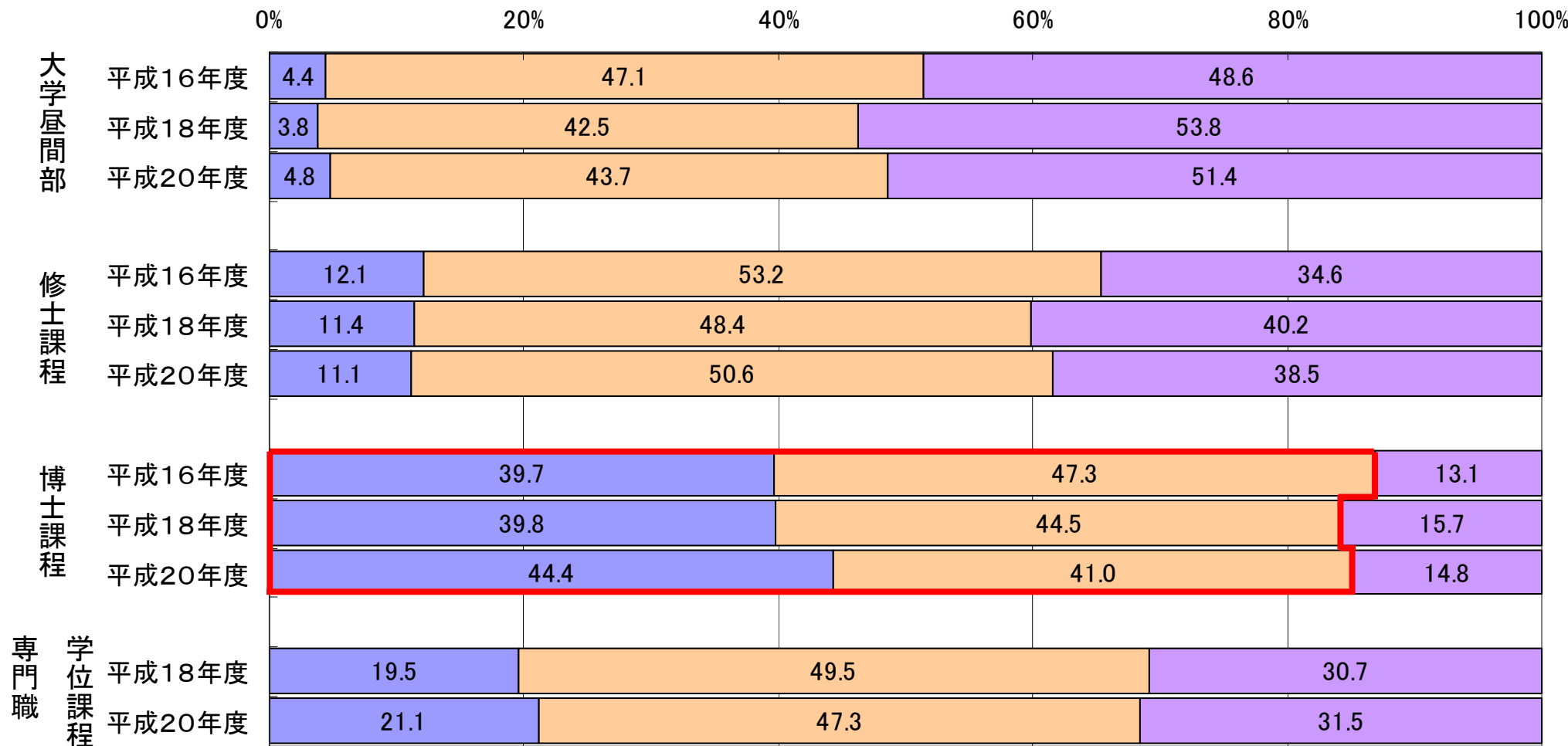
■ 長期休暇中も授業期間中も従事 ■ 授業期間中に経常的に従事 ■ 授業期間中に臨時的に従事 ■ 長期休暇中のみ従事



家庭からの給付程度別アルバイトの従事学生の割合

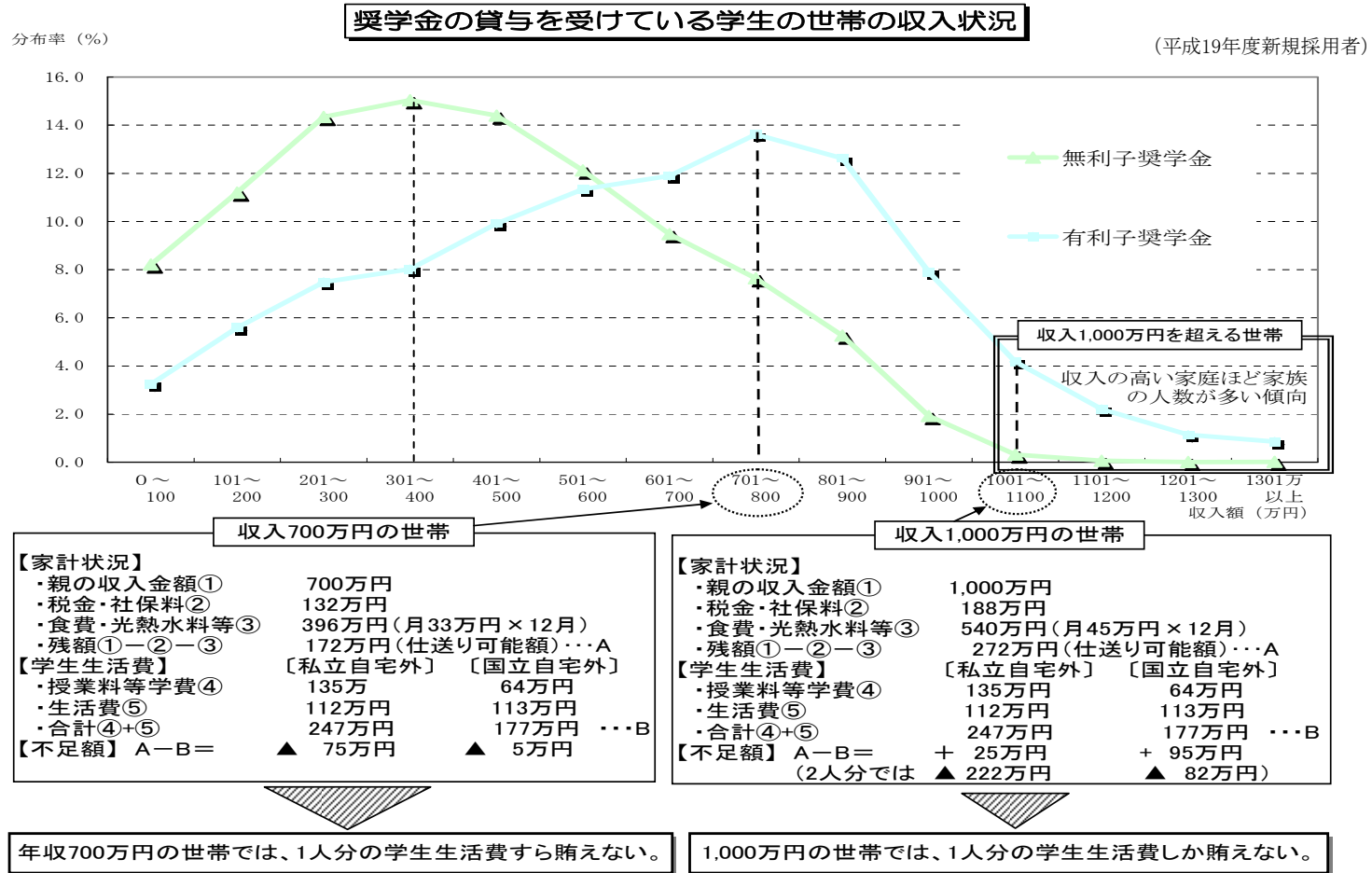
博士課程では、「家庭からの給付なし」、「家庭からの給付のみでは修学不自由・困難」の割合は約85%

■ 家庭からの給付なし ■ 家庭からの給付のみでは修学不自由・困難 ■ 家庭からの給付のみで修学可能



学生の世帯収入別の貸与状況

家計収入別にみると、無利子奨学金は300～400万、有利子奨学金は700～800万円の収入状況の者が多い。子どもが下宿している家庭や子どもが複数いる家庭の学生の生活費は、奨学金がなければ不足する状況。



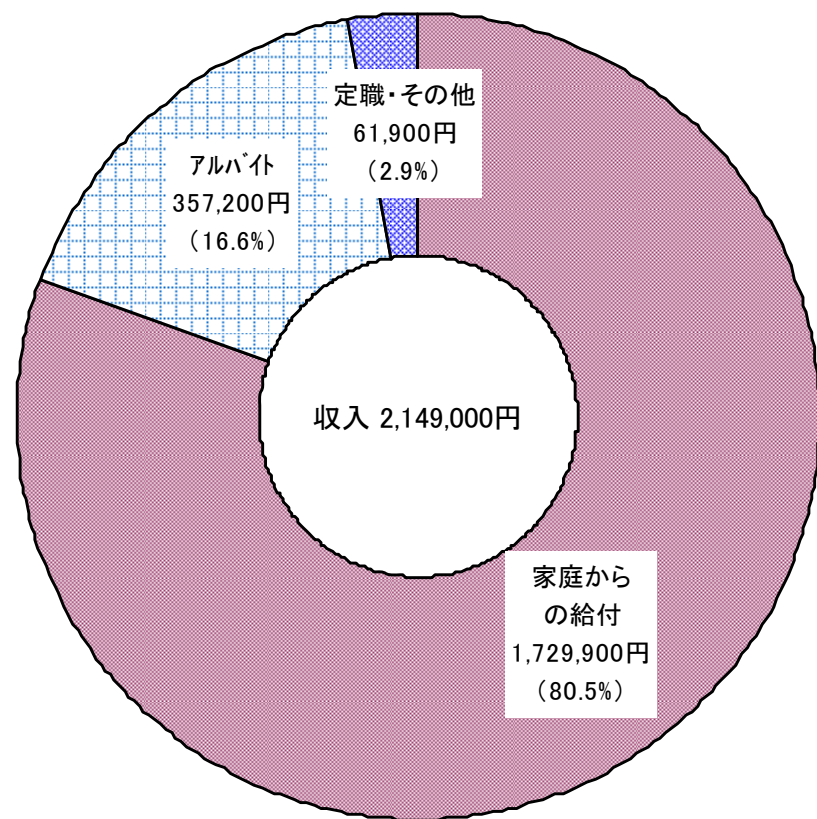
※日本学生支援機構「学生生活調査」(H18年度)より作成

総務省統計局「平成19年家計調査報告」
厚生労働省「平成18年国民生活基礎調査」
日本学生支援機構「平成18年度学生生活調査」を基に作成

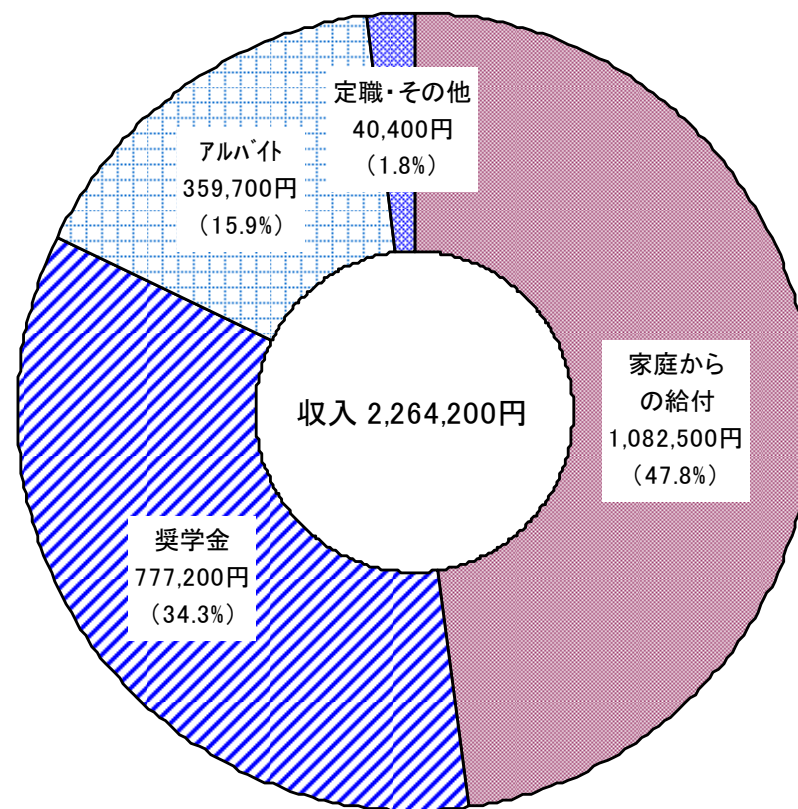
学生生活の収入・支出状況（学部生（昼間部））

奨学金は受給者の収入の約3割を占めており、家計負担を軽減している

＜奨学金なしの者＞



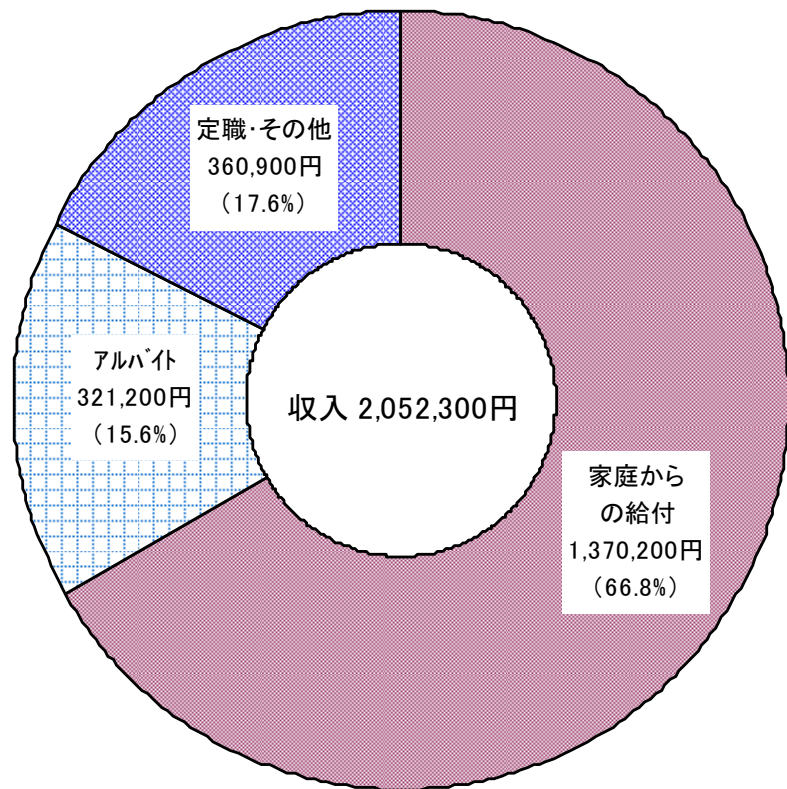
＜奨学金受給者＞



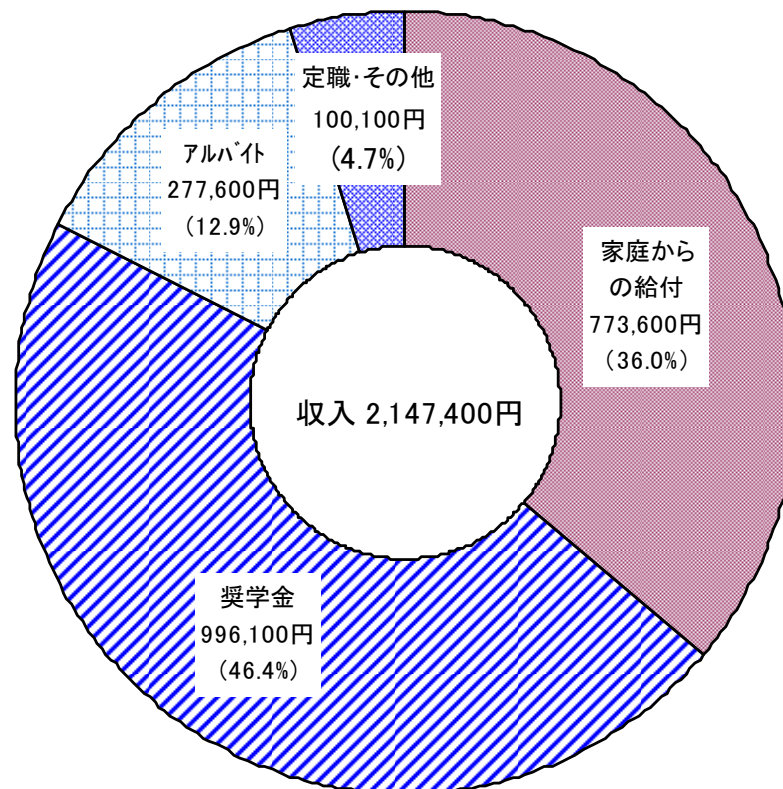
学生生活の収入・支出状況（大学院修士課程）

奨学金は受給者の収入の約5割を占めており、家計負担を軽減している

＜奨学金なしの者＞



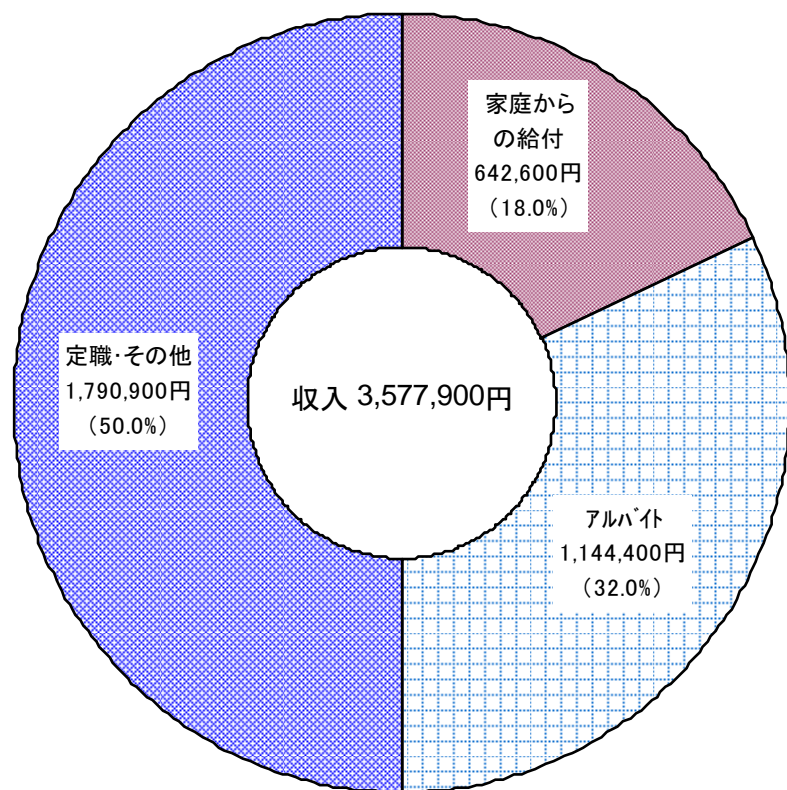
＜奨学金受給者＞



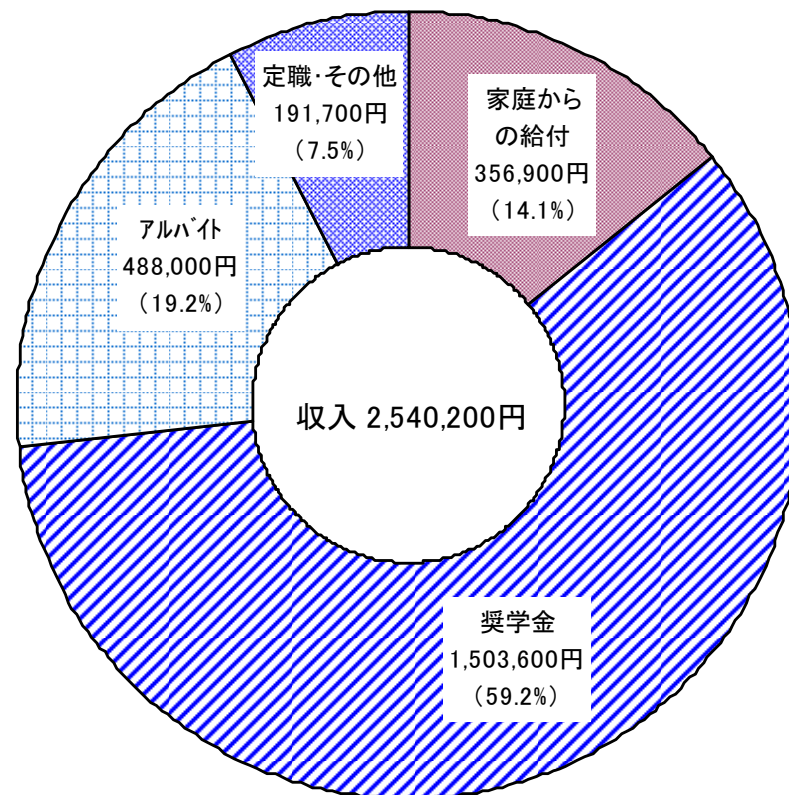
学生生活の収入・支出状況（大学院博士課程）

奨学金は受給者の収入の約6割を占めており、家計負担を軽減している。
奨学金を受けていない者は定職などから約5割、アルバイト(RA等含む)から約3割(RA等)の収入を得ている。

＜奨学金なしの者＞

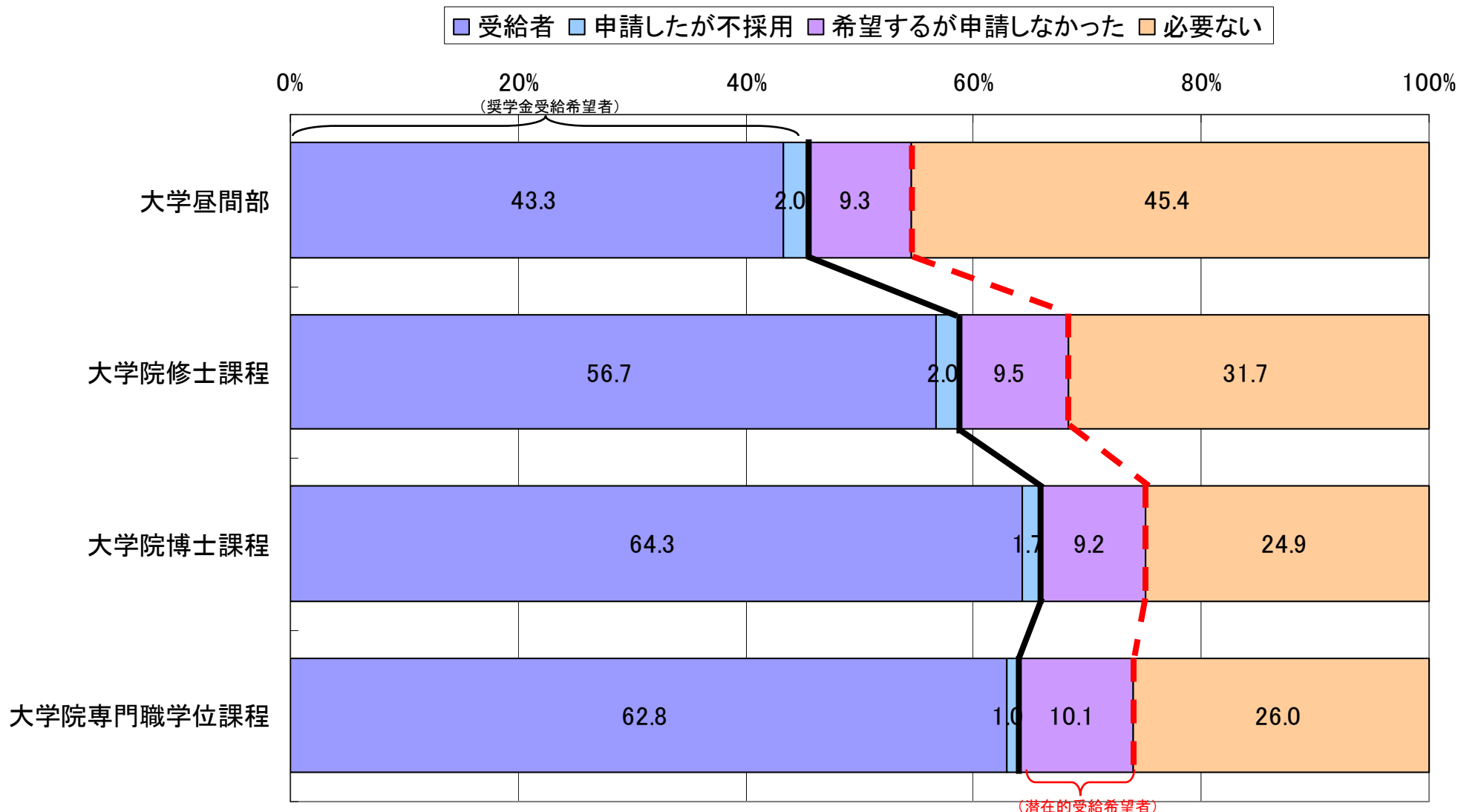


＜奨学金受給者＞



奨学金の受給希望及び受給状況

博士課程では、「受給者」、「申請したが不採用」を含めた奨学金受給希望者が約66%を占め、潜在的な希望者を含めると約75%もの人が奨学金受給を希望。

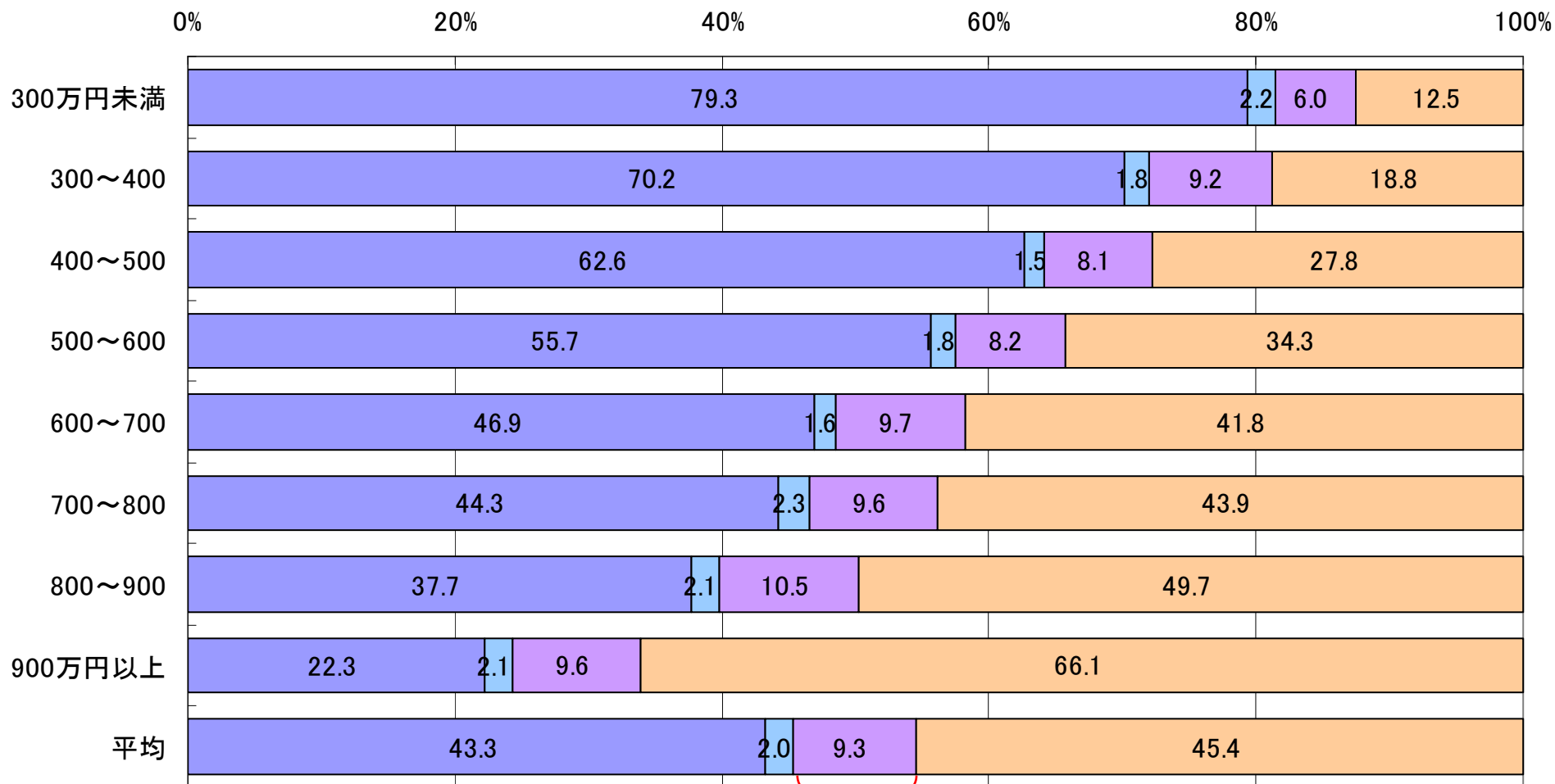


* 日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より作成

所得階層別の奨学金受給希望・受給状況(大学昼間部)

低所得者層ほど奨学金受給希望者が多い。
また、全所得者層において、一定程度(約1割)の潜在的な希望者が存在。

■ 受給者 ■ 申請したが不採用 ■ 希望するが申請しなかった ■ 必要ない



(潜在的受給希望者)

大学院生に対する経済的支援

生活費相当額(15万円以上)の経済的支援を受ける者の割合は、米国に比して少ない。

国名	事業	事業主体	支給額の目安	形態	受給者数 (括弧内は大学院学生数に対する割合)
日本 (2008)	フェローシップ	日本学術振興会	一人当たり月額 20万円	給付	0.5万人(2.1%) (予算上の定員)
	ティーチング アシスタント	大学	一人当たり月額 0.9万円(※1)	給付	7.9万人(30.1%)
	リサーチ アシスタント	大学	一人当たり月額 4万円(※2)	給付	1.34万人(5.1%)
アメリカ (2005) (※3)	フェローシップ	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 0.8万人(2.1%) ② 2.8万人(6.9%)
	トレーニーシップ	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 0.9万人(2.4%) ② 0.5万人(1.2%)
	リサーチ アシスタント	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 5.8万人(14.3%) ② 5.6万人(13.8%)
	ティーチング アシスタント	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+ α	給付	① 0.2万人(0.4%) ② 7.2万人(17.9%)

40.7%

・日本の大学院学生数:26.1万人(2006)
・米国の大学院学生数:40.7万人(2005)

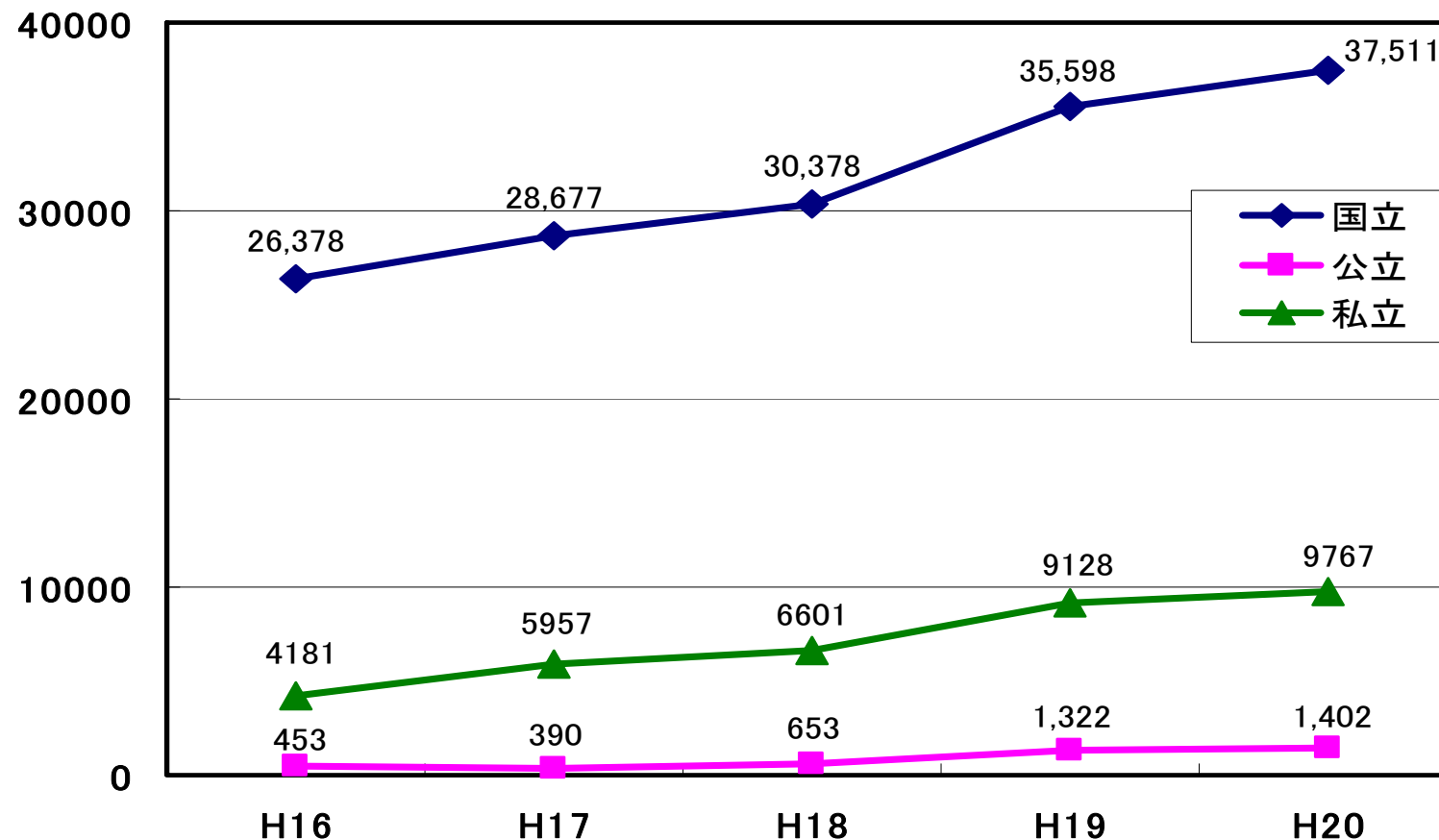
※1 平成20年度大学院活動状況調査より
※2 平成20年度大学院活動状況調査より
※3 科学及び工学分野のフルタイム大学院学生を対象

経済的支援を受ける博士課程学生数の推移（給与型）

RA等の経済的支援を受ける博士課程学生数は増加傾向

経済的支援を受ける博士課程在籍者数の推移

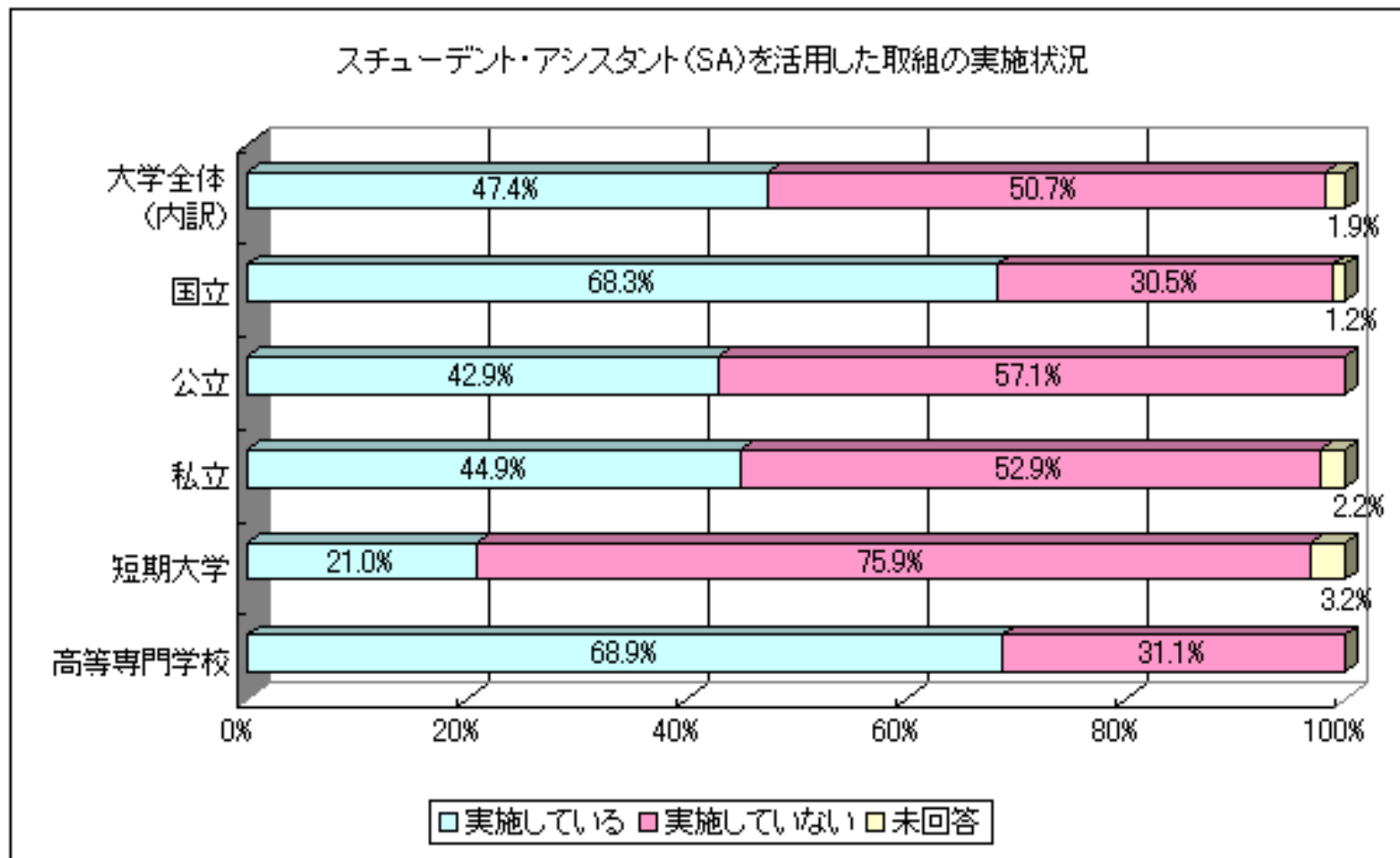
(単位:人)



※ポストドクター等の雇用状況調査・博士課程在籍者への経済的支援状況調査より作成

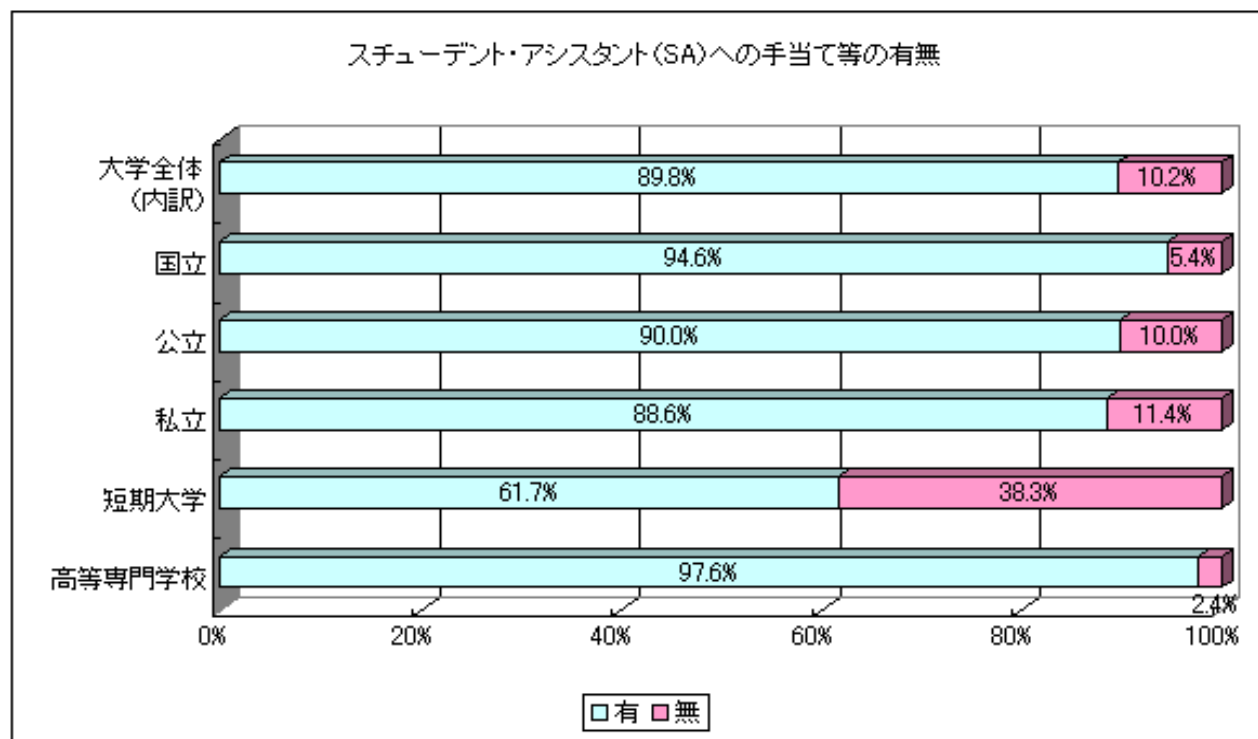
スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（①SAの活用状況）

スチューデント・アシスタント(SA)は、学士課程の学生を教育の補助業務や学生支援に携わらせる業務。大学全体の実施率は約5割、短期大学は約2割、高等専門学校においては約7割の実施率。



スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（②SAへの手当の有無）

多くの大学等がSAへの手当を支給している。但し、1時間あたり1000円以下の割合が多い。



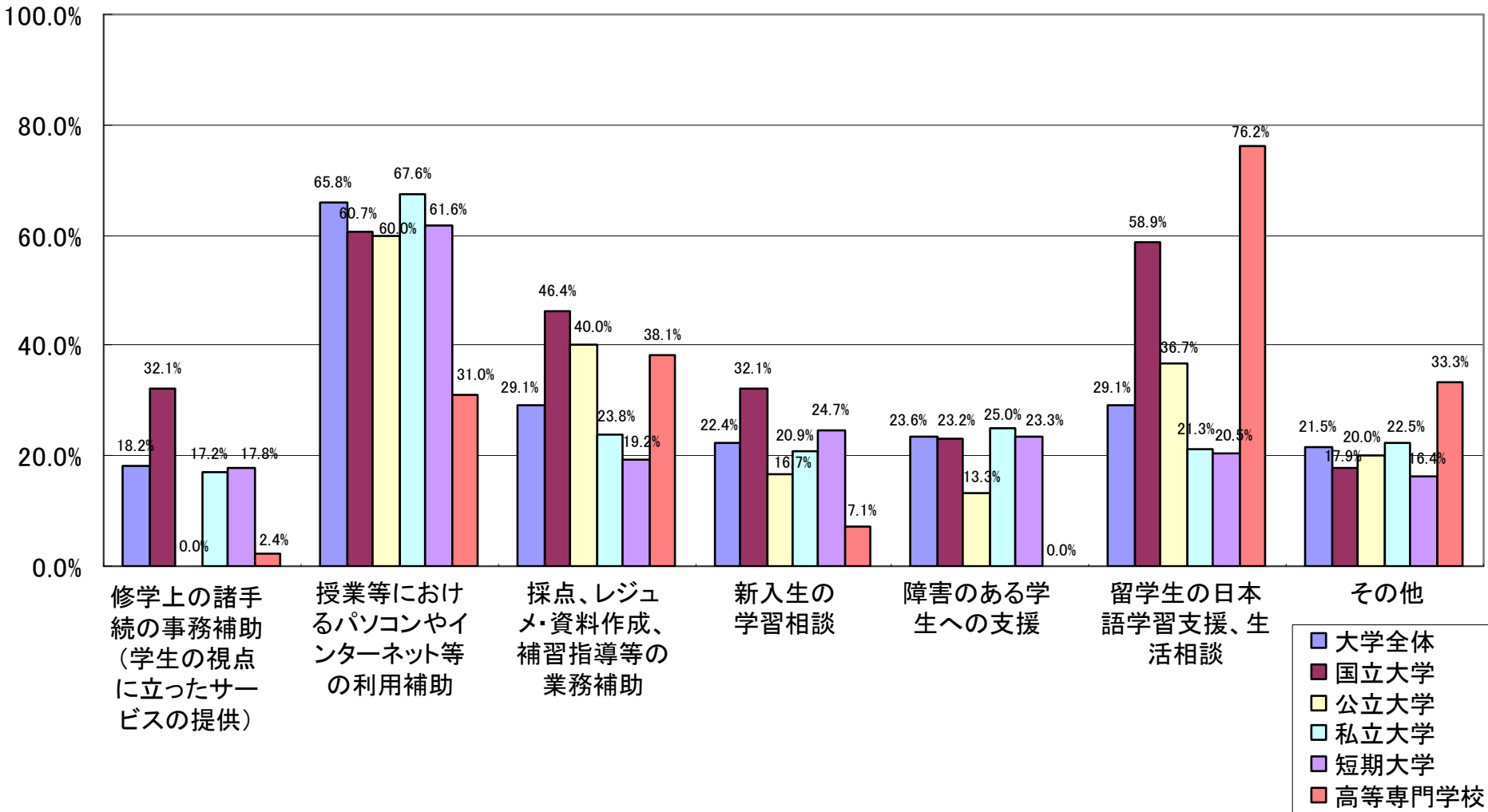
金額	国立	公立	私立	短大	高専	平均
0～800円	30.8%	26.9%	33.8%	38.1%	65.9%	39.1%
801～1,000円	36.5%	38.5%	35.3%	38.1%	26.8%	35.0%
1,001～1,200円	15.4%	19.2%	6.4%	4.8%	2.4%	9.6%
1,201円以上	17.3%	15.4%	24.5%	19.0%	4.9%	16.2%

* 回答校数は、上限時間及び手当額への回答があった学校数

※大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)より作成

スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（③SAが従事する内容）

「授業等におけるパソコンやインターネット等の利用補助」への従事率が高い。また、国立大学、高等専門学校では、留学生への支援制度に従事している割合も高い。



※大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)より作成

「新しい公共」の担い手としての学生の育成について

1. 「新しい公共」を求める背景

- 少子高齢化が進み、成熟期に入った社会では、政府がカネとモノをつぎ込み社会問題を解決することは困難。
- 日本は、古くから「公共」は「官」だけが担うのではなく、結・講・座などで「支え合いと活気のある社会」を作る知恵と技術あり。

日本の良さを活かした新たな社会づくりが必要

2. 「新しい公共」とは（平成22年1月「新しい公共」円卓会議第1回資料、6月「新しい公共」宣言）

- 「支え合いと活気のある社会」を作るため、当事者たちが一定のルールと役割をもって参加する「協働の場」
- すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会、「新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会」
- 当事者がそれぞれの役割でかかわることで課題を解決するという「コミュニティ・ソリューション」

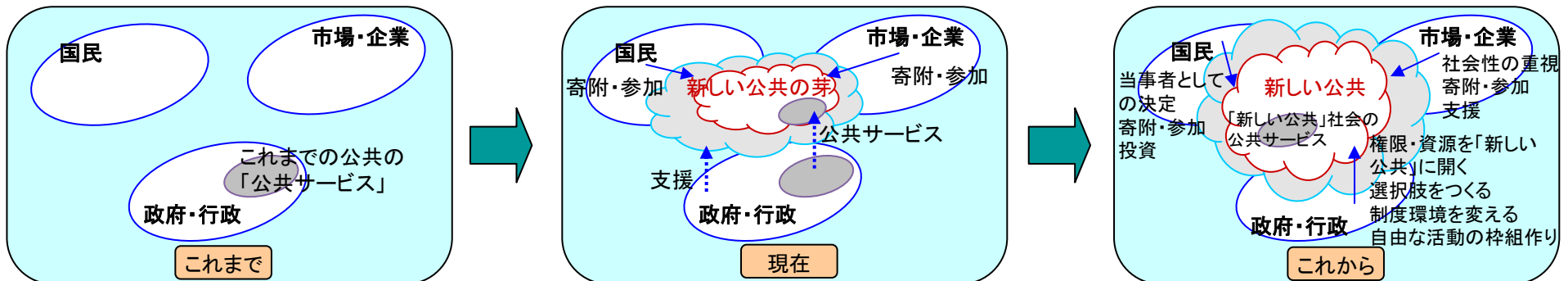
3. 「新しい公共」と、これまでの大学教育との関係

【これまでの大学教育の方向性】

- 教育の目的は「人格の完成」と「国家・社会の形成者の育成」（教育基本法第1条）
- 学士課程共通の学習成果に関する参考指針（平成20年12月「学士課程教育の構築に向けて」（中教審答申））
 - 「3. 態度・志向性
 - （4）市民としての社会的責任
 - 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。」
- 「社会的・職業的自立」を目指す取組を教育課程の内外で重視（平成23年度施行予定の大学設置基準改正）
 - **いずれも、本質的に、公共を担う人材育成に資するものであり、国民自身が、当事者として、主体的に行動する点は同じ。**

【新しい公共の観点で、大学教育の充実において発展させて捉えるべき観点】

- 「新しい公共」は、「協働の場」という場所概念。
- 「政府・行政」、「国民」、「市場・企業」という主体が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加。

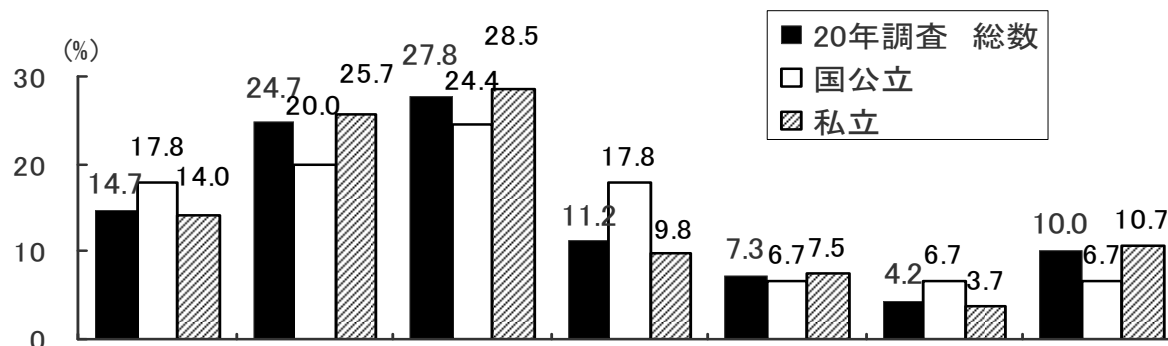


学生ボランティアの人数

ボランティア・NPOに関する部署の活動に協力する学生が「いる」大学等は34.8%（744校中259校）で、約3校に1校の割合。学生ボランティアの人数は「10名以上20名未満」（24.7%）、「20名以上50名未満」（27.8%）の割合が高く、両ランクの合計で全体の52.5%を占めている。

国公立は「50名以上100名未満」の割合が17.8%とやや高く、私立は「10名以上20名未満」の割合が25.7%とやや高くなっており、学生ボランティア数は国公立の方がやや多い傾向。

学生ボランティアの人数



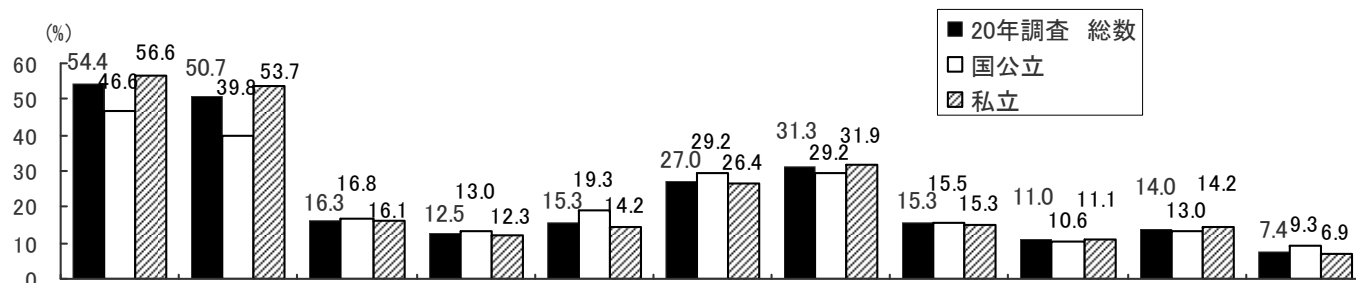
		N	10名未満	10名以上20名未満	20名以上50名未満	50名以上100名未満	100名以上	その他	無回答
20年調査 総数		259	14.7	24.7	27.8	11.2	7.3	4.2	10.0
国公立・私立別	国公立	45	17.8	20.0	24.4	17.8	6.7	6.7	6.7
	私立	214	14.0	25.7	28.5	9.8	7.5	3.7	10.7
ボランティア 関連授業科目 有無別	ある	106	15.1	28.3	28.3	7.5	9.4	3.8	7.5
	ない	153	14.4	22.2	27.5	13.7	5.9	4.6	11.8

※ 「平成20年度 大学等におけるボランティア活動の推進と環境に関する調査報告書」(独立行政法人日本学生支援機構)より作成

学生ボランティア支援重点活動分野

学生のボランティア活動において力を入れている活動分野は、「子供たちにスポーツ、レクリエーションなどの指導をする」(54.4%)、「お年寄りや障害のある人などを助ける」(50.7%)が5割強で上位を占める。

ボランティア関係授業科目のある大学等はない大学に比べ「子供たちにスポーツ、レクリエーションなどの指導をする」や「国際交流・協力、日本にいる外国人の世話をしたり、外国で援助活動をする」活動分野への注力度が高い傾向にある。

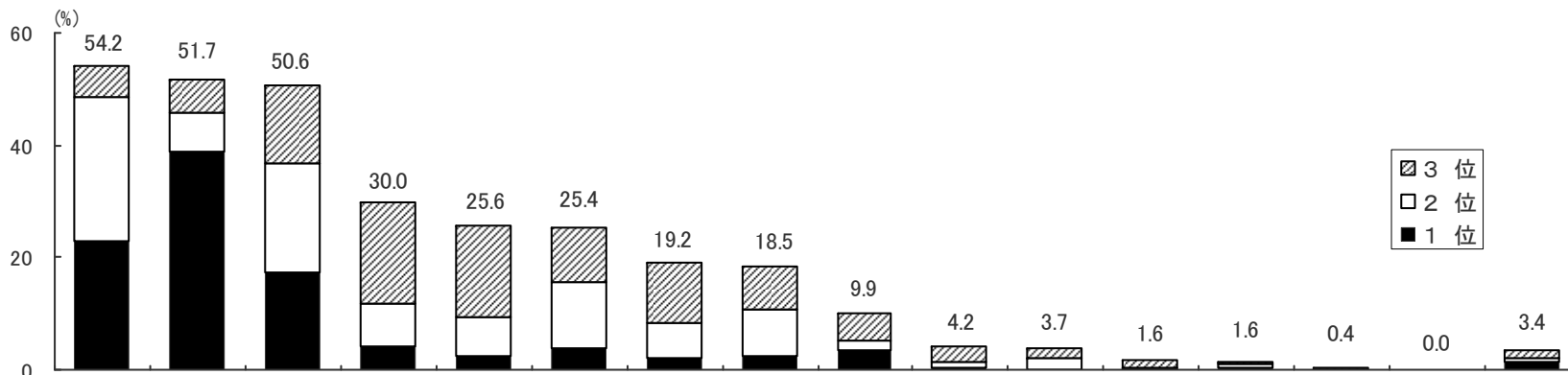


		N	子供たちにスポーツ、レクリエーションなどの指導をする	お年寄りや障害のある人などを助ける	地域文化や歴史を掘り起こし、伝統を継承する	病気の地域での健康を守る活動	国際交流・協力の活動	自然や環境を守る	いきいきとした地域を作る	自分や周囲の知識をいかして、人々の学習を助ける	国内の災害地での援助活動をする	その他のボランティア活動	無回答
20年調査 総数		744	54.4	50.7	16.3	12.5	15.3	27.0	31.3	15.3	11.0	14.0	7.4
国公立・私立別	国公立	161	46.6	39.8	16.8	13.0	19.3	29.2	29.2	15.5	10.6	13.0	9.3
	私立	583	56.6	53.7	16.1	12.3	14.2	26.4	31.9	15.3	11.1	14.2	6.9
ボランティア 関連授業科目 有無別	ある	285	60.0	52.6	15.8	12.6	18.9	28.4	31.9	17.9	13.0	11.6	6.3
	ない	459	51.0	49.5	16.6	12.4	13.1	26.1	30.9	13.7	9.8	15.5	8.1

学生ボランティア支援活動の成果

学生のボランティア活動を支援することで得られる成果は、「学生の対人コミュニケーション能力の向上に役に立つ」(54.2%)、「学生の学ぶ姿勢や意欲の向上に役に立つ」(51.7%)、「学生の公共の精神やマナーの向上に役立つ」(50.6%)が5割強で上位を占める。

<20年調査 総数>



	N	学 生 の 対 人 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 の 向 上 に 役 に 立 つ	学 生 の 学 ぶ 姿 勢 や 意 欲 の 向 上 に 役 に 立 つ	学 生 の 公 共 の 精 神 や マ ナ ー の 向 上 に 役 に 立 つ	大 学 等 の 社 会 貢 献 活 動 に 寄 与 す る こ と が で き る	地 域 社 会 か ら の 大 学 等 へ の 評 価 が 高 ま る	学 生 同 士 の 人 間 関 係 づ く り に 役 に 立 つ	地 域 社 会 と つ な が る こ と が で き る	と が で き る 有 効 な 活 用 す る こ と が で き る	学 生 の キ ャ リ ア 教 育 に 役 に 立 つ	建 学 の 精 神 の 啓 発 に 役 に 立 つ	学 生 の 就 職 等 の 進 路 に 有 利 に な る	学 生 の 効 果 的 な 心 の ケ ア に 役 に 立 つ	学 生 の 大 学 へ の 愛 着 心 の 向 上 に 役 に 立 つ	学 生 の 学 力 向 上 に 役 に 立 つ	行 政 か ら の 寄 付 金 集 助 金 に 有 利 に な る	学 生 募 集 に 効 果 的 で あ る	そ の 他
1位～3位合計比率	903	54.2	51.7	50.6	30.0	25.6	25.4	19.2	18.5	9.9	4.2	3.7	1.6	1.6	0.4	0.0	0.0	3.4
1 位	903	23.0	39.0	17.2	4.3	2.4	3.9	2.1	2.5	3.4	0.3	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.5
2 位	903	25.7	7.0	19.4	7.7	7.1	11.8	6.3	8.4	1.7	1.2	2.0	0.5	0.7	0.1	0.0	0.0	0.6
3 位	903	5.6	5.8	14.0	18.0	16.1	9.6	10.9	7.5	4.8	2.7	1.6	1.1	0.6	0.2	0.0	0.0	1.4

注)総数から無回答を除いた比率

(参考) 各大学等における取組事例

(注) ここで取り上げた事例はあくまで事務局がHP等公表資料から把握した取組を基に作成しており、大学の取組の全てではないことに注意

「新しい公共」を担う人材育成に資する大学の取組事例 ①

【総合的な取組】

東京工業大学：3相の「ことづくり支援」

学生と社会の関わり方を〈行動する〉〈伝える〉〈広げる〉の3相に分け、学生支援体制〈総合性、自立性、国際性・双方向性〉をペースに推進。

〈第1相〉学生シンクタンクと名付けた組織を設立し、ピアサポート、キャンパスガイド、広報サポートの3つを基点にすることで、アイデア豊富な企画力と積極果敢なリーダーシップを兼ね備えた人材を育成。

〈第2相〉学生が参加する「コラムランド」や「サイエンスカフェ」の活動を通じ、社会からの刺激を積極的に導入。

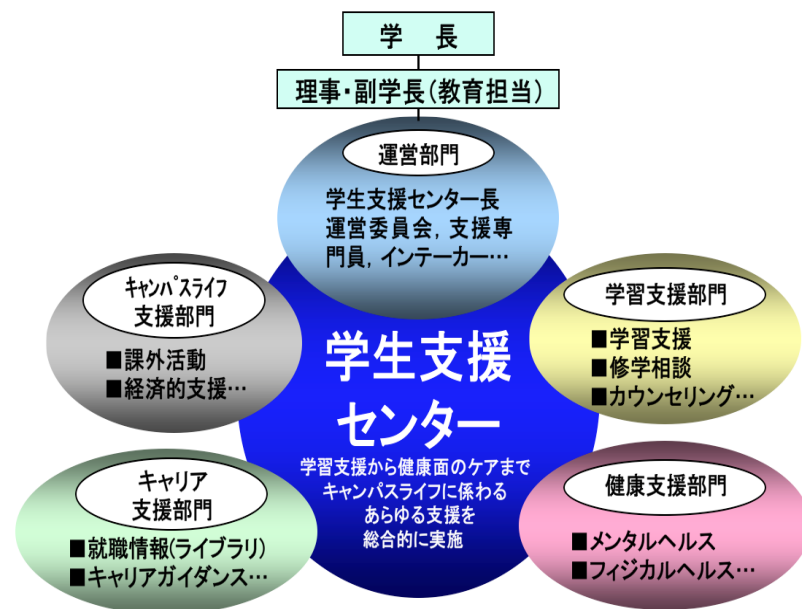
〈第3相〉在学する留学生と日本人学生が交流する事業を積極的に支援。

活動拠点として、「学生支援センター(図参照)」の整備を進め、副学長(教育担当)中心の「運営部門」のもと「学習支援部門」のカウンセラー、「健康支援部門」の医師、「キャリア支援部門」のキャリアアドバイザーとあわせ、本取組のコーディネーターを「キャンパスライフ部門」に置き、各4部門に専門性を持った教職員が関わる体制を整備。

【修学関係の取組】

宮城工業高等専門学校：学生の社会力を育成するプロジェクト

社会力のある学生を育成し、地域社会へ貢献できる技術者を育成することを目的として、①情報伝達網による支援、学習アドバイザー制度により学生の自立を図る「自立支援プログラム」、②教育実践を通じて学生の勉学意欲の向上を図る「教育実践プログラム」、③地域社会との連携により学生の社会力向上を図る「地域貢献プログラム」を3柱とした学生支援システムを構築。



「新しい公共」を担う人材育成に資する大学の取組事例 ②

【学生相談関係の取組】

千葉大学：双方向の多様な場づくりによる学生総合支援

学生によるピア・サポートや自律的活動に基づく「総合的人間力」の習得に向け、様々な学生支援活動を総合的・有機的に結合して双方向に展開するための「ふれあいの環・学生総合支援センター」を創設し、学生と学生、学生と地域市民、学生と卒業生、学生と教職員が交流することを教育研究の基底に位置づけ、学生の自律的で総合的な人間形成に寄与することを目的としている。

富山短期大学：地域をキャンパスとした人間力向上の取組

地域における社会参加活動を通じて、学生の人間力の向上を図り、1人ひとりの「未来計画の実現」を支援するために、学習支援・課外活動支援・進路支援を一体的に位置づけ、全学的な体制で展開。学生支援の取組で、学内に「ボランティア・地域活動センター」を設置し、①特色ある地域活動プログラムの開発、②学生之地域活動への参加促進、③地域の諸団体とのネットワーク作り等を推進。

【学習支援・学生支援のための課外教育施設】

金沢工業大学：「夢工房」

- ・1993年設立。学生が自ら考え自由にモノづくりを行う課外活動の空間。
- ・場所の提供だけでなく、工作機械や工具の貸し出し、それらの使用法、安全教育指導も実施。年間のべ9万人の学生が利用。
- ・学生プロジェクトも組織し、学生主体で運営させる。学生が学生を教える「学生スタッフ制度」を運用。

【図書館の活用】

お茶の水女子大学：「学習の場としての大学図書館」ラーニング・コモンズ、キャリアカフェの設置

大学附属図書館に、「ラーニング・コモンズ」を設置し、大学院生がラーニング・アドバイザーとしてとして常駐。また、学生のコミュニケーションスペースとして、「キャリアカフェ」を設置し、キャリアレポート・アドバイザーに相談できる環境を整備。

「新しい公共」を担う人材育成に資する大学の取組事例 ③

【経済的支援を通じた人材育成取組】

山形大学：

○アドミニストレイティブ・アシスタント（AA）

修学に支障のない範囲において、当該大学の学生（大学院生含む）を参画させ、学生支援業務等の充実と学生の修学意識の向上を図ることを目的としている。具体的には、ある一定期間、学生が事務局の特定の組織に所属し、データ整理やホームページの管理等の事務業務について継続的に従事してもらうことで、学生に対する経済的支援に加えて就業体験を通じた教育を実施。

【条件等】

時給：850円～1,000円（学部～博士課程）

採用実績：約300人

○YU Do Best奨学金

G大学では、「学生が主役となる大学創り」を目指しており、その一環として、成績・人物共に優秀な学生が、安心して勉学にベストを尽くせる環境を提供することを目的として、「YU Do Best 奨学金」制度を創設。奨学生の選考については、学部3年生（医学部医学科は5年生）の中から、それまでの成績やサークル、ボランティア活動等の実績を元に、YU Do Best 奨学生に相応しいと思う学生を、各学部長の推薦により、学長が選出。

【条件等】

奨学金支給額：1人月額30,000円（年額360,000円）

奨学金の支給期間：2年間

奨学生の人数：毎学年10名程度

奨学生選考の対象者：①次年度に学部3年生（医学部医学科は5年生）となる山形大学の学生であること
②成績・人物共に優秀であること

民間企業等と連携した経済的支援の取組事例 ①

(参考)

【民間企業等と連携した奨学事業】冠留学生奨学金（財団法人日本国際教育支援協会）

【概要】 企業や個人(寄付者)の寄付目的に沿って選考した外国人留学生に対し、寄付者の名称を付した奨学金を支給。
(平成10年)より開始し、2010年4月までに延べ40の企業、個人から寄付を受け、延べ1,766人に奨学金を支給。

【対象者】 日本の大学院、大学等に在籍する外国人留学生で、国等の奨学金を受けていない者。

【支給人数】 1名から

【奨学金の月額】 概ね月額1万円から20万円程度(別途一時金、入学金等の支給も設定可能)

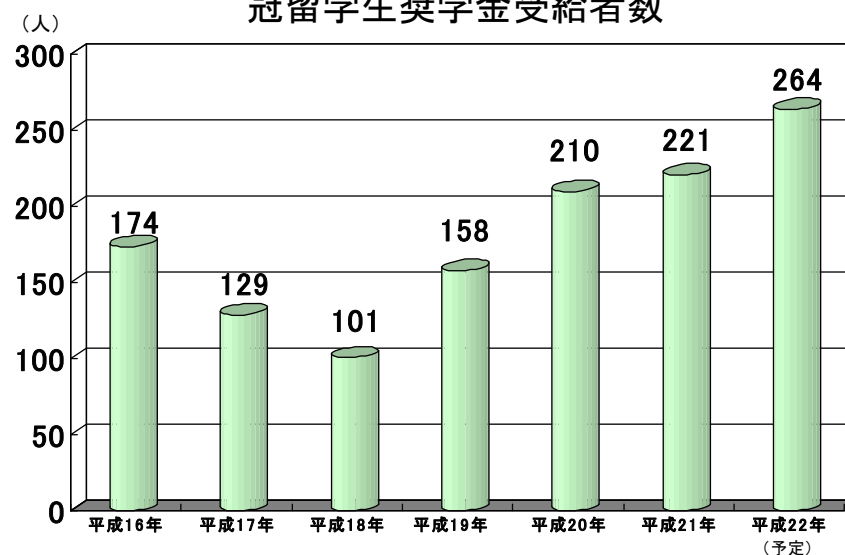
【支給期間】 1年間から

【経費(奨学金と事務費)】 奨学金及び事務費を負担

【企業等(寄付者)で決定する事項】

- 寄附金額の決定
- 奨学金の名称
- 募集内容(留学生の国籍、奨学金月額、人数、支給条件)
 - ※ 国籍、出身の都市、在籍する学校、専攻分野等を自由に設定することが可能
 - ※ 自社への就職の確約を条件とすることを除き、種々の条件設定が可能。
- 採用者の選考に関すること
- 留学生との交流会の開催等(任意)

冠留学生奨学金受給者数



民間企業等と連携した経済的支援の取組事例 ②

〔民間企業等と連携した奨学事業〕

一橋大学： オデッセイコミュニケーションズ奨学金

株式会社オデッセイコミュニケーションズからの寄附金を原資として、経済的困窮度の高い日本人学部学生を対象とし、毎年度4月の授業料免除申請時に支給を希望する者に対し、学生委員会での選考を経て奨学金を給付。

世帯年収が概ね250万円以下の世帯で、学業成績が概ね当該学部・学年の上位2分の1以内の学生を対象とし、月額5万円を支給(支給期間1年間(最大4年間))

兵庫教育大学： 研究奨学金給付

ベネッセコーポレーションからの寄附金を原資として、現任教員学生が行う教育現場と連携した研究に対し、兵庫教育大学及びベネッセコーポレーションの関係者で構成される委員会が選考の上、研究奨学金を給付。

1人当たり30万円を約5人、20万円を約15人に給付。

徳島大学： 日亜特別待遇奨学生（日亜特待生）制度

日亜化学工業株式会社からの奨学寄付金を原資として、平成17年度より、優れた学生を受け入れ、学習及び研究に専念できるより良好な環境を提供するため、工学部及び大学院教育部に在籍する学生を対象とした返済の義務を課さない奨学金を給付。また、平成22年度学部新入生から、博士後期課程修了までを見据えた特別教育を実施するため、日亜STCを新設し、本奨学金を日亜STC特待生への希望者に支給。

1人当たり年間120万円(※国際連携大学院コース、グローバル大学院工学教育コースに所属する学生は年額84万円を超えない額とする)。

日亜STC特待生 14名以下、3年次採用者 7名以下、大学院博士前期課程8名程度、後期課程 4名程度、グローバル大学院工学教育コース(博士前期・後期共に) 4名程度

民間企業等と連携した経済的支援の取組事例 ③

【金融機関と連携した低利ローンの提供】

東北学院大学： 学費ローン利子給付奨学金

当該大学の学費ローン制度による融資の対象となった学部学生及び大学院学生に対し、当該融資による支払利子額を上限として奨学金を給付(一度のみ)。

当該大学の学費ローンは、学部もしくは大学院の学生またはその保護者を対象とし、申込金額は前期または後期の学生納付金額を上限とする。(在学中、複数回申し込み可能)

慶應義塾大学： 慶應義塾大学教育ローン制度

平成22年度秋学期よりこれまでの慶應義塾大学少額融資制度に代わり、金融機関4行と提携した「慶應義塾大学教育ローン制度」を創設。

在学生、入学予定者、保護者を対象とし、学部・大学院を通算して500万円(医学部・医学研究科および薬学部薬学科・薬学研究科は1,000万円)を限度に融資。1回の融資限度額は、授業料等学生納付金の学期ごとの分納金額まで(10万円以上1万円単位)。

在学中(標準修業年限内)学生本人の申請に基づき、その年度に支払った利息を翌年度(6月末頃)に一括して奨学金として給付。

愛知大学： 教育ローン援助奨学金

日本政策金融公庫等金融機関が取り扱う教育ローンを利用して学費等を期限内に納入した学生。教育ローン(借入時上限200万円)の利子のうち、年利5%(5%に満たない場合は実利率)を年一回給付。給付期間は教育ローンを利用した年度から最短修業年限までの年数。

大阪経済大学： 大阪経済大学教育ローン援助奨学金

特定の教育ローンを利用して学費等を納付した者について、各学期において利用したローン返済に係る利子分として上限2万5千円を給付。各学期で50名。